

大田区長 松原忠義様

2015年度予算編成に関する要望書

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

2014年10月31日

日本共産党大田地区委員会

日本共産党大田区議団

も く じ

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために	3
二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために	8
三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために	10
四. 区民の暮らしと健康を守るために	16
五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に	22
六. 子育て支援・高齢者・障がい者福祉のために	25
子育て支援のために——保育園に関係すること	25
子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること	28
子育て支援のために——その他	29
高齢者福祉の充実のために	30
障がい者福祉の充実のために	32
七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために	37
建築行政の拡充と対策	37
環境保全対策	38
八. 教育、文化、スポーツの振興	41
九. 住民参加の区政運営と非核平和事業	45
十. 区民が利用しやすい施設について	47
十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を	48
十二. その他	49

2015年度（平成27年度）大田区予算編成に関して要望いたします。

日本共産党区議団は、返信3,800通を超えた全区民対象の区民アンケート、区内団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

安倍自公政権は、原発再稼働、TPP参加、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認、特定秘密保護法制定、沖縄への新基地建設などあらゆる分野で国民の願いに背いて暴走しています。その上、消費税増税と社会保障「一体改悪」の柱である医療・介護総合法で、「自己責任の社会保障」の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護の様々な分野で国民への負担増と給付減を企てています。これは新たな介護・医療難民をつくりだすものです。安倍内閣のこの道は、国民との矛盾を広げるだけでなく、日本の国を亡ぼし、日本国民を亡ぼす「亡国の政治」と言えるものです。区民の暮らしと営業のみならず、大田区政にとっても深刻な事態を招くことは避けられません。

いま区民の実態は、今年4月からの消費税8%への引き上げで暮らしと営業は深刻です。さらに国民健康保険料は平均年間4,638円の値上げ、後期高齢者医療保険料は平均年間4,118円の値上げ、年金給付は毎年減額、異常な円安による物価高騰が襲っています。区に対する国保料への1万人余の問い合わせや怒りの声など、多くの区民から悲鳴の声が上がっています。生活保護受給者が13,300世帯16,647人（今年6月現在）、就学援助は小学生5,785人（20.5%）、中学生3,455人（30.9%）、生活保護費の基準引き下げへの不服審査請求が43世帯以上、区の取り立て強化の中でも国保滞納35,150世帯、短期証発行4,235世帯、資格証明書発行467世帯と深刻です。特養ホームの待機者は1,577人（今年2月末現在）、認可保育園に申し込んでも入れない待機児は1,326人（今年4月現在）にのぼります。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で9,000社あった区内中小工場は、大企業の横暴と海外進出・産業空洞化、バブル崩壊やリーマンショックなどで、現在は4,000社を大きく割っていると言われていています。倒産・廃業が後を断たず、2013年度は倒産件数71件、従業員数578人、負債額120億2,500万円です。

区民の所得からみても、納税者の平均で2013年度営業所得は404万5千円（前年より2万1千円増）となっていますが、給与所得は389万3千円（前年より7千円減）であり、ものづくりのまち大田区の勤労者が一段と厳しい環境にあることが表れています。

しかし大田区政は、「不透明な経済状況の中」と言って、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を容赦なく縮小・廃止してきました。一方で、羽田空港の再国際化や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を理由に、「国際都市おおた」をめざすとして、JR蒲田・大森駅周辺再開発、京急蒲田駅・糀谷・雑色など駅前再開発と羽田空港跡地の大型施設の建設、新空港線「蒲蒲線」などのために、区税投入と基金積立をすすめ、大規模開発に拍車をかけています。いまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。

日本共産党大田区議団は、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75歳以上の高齢者医療費窓口負担ゼロ、産業経済費増額や区民施設の改築、耐震強化・充実、区内の防災対策の見直し充実に、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2015年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望	245項目
★ 重点	33項目
☆ 新規	45項目

(回答部)

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。
回答は2015年3月12日受領。

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の防災計画は、自助を優先するのではなく、住民を守る公助の立場に立つこと。東日本大震災の教訓から、現在の最新の知見から考えられる最悪の想定にたった抜本的な見直しを行うこと。

(地域力推進部) これまでの大災害や平成 26 年に発生した長野北部地震の教訓から、災害初動期には「自らの命は自ら守ること」、また「隣近所の協力や地域の助け合い」が必要であることが明らかとなっています。

そのため、区においても区民一人ひとりに「自助」「共助」の重要性を十分理解していただくよう努めています。引き続き「自助」「共助」「公助」を結集した防災対策の強化、充実を図っていきます。

なお、区では、被害が最も大きいと想定されている「首都直下地震」に対する対策を、最優先に進めているところです。

- 2. 津波避難ビル協定は取り組みが始まっているが、臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取り組みを強めること。また、液状化に備えた土壌改良などについては、補助金の創設等、具体的な施策を早急にとること。

(地域力推進部) 区では、平成 25 年度までに、臨海部及び多摩川沿岸部付近の区立小中学校 (39 校)、区営住宅 (14 住宅)、工場アパート等 (3 施設)、都営住宅 (全住宅)、その他の公設・民間施設等 (16 施設) の施設を津波時の避難ビルに指定しました。平成 26 年度には、新たに東京都住宅供給公社の 11 住宅と京浜島勤労者厚生会館と協定を締結いたしました。

この結果、概ね 400m 圏内に 1 か所以上避難施設を指定しましたので、今後は民間のマンションなどに一時避難施設として協力いただけるよう取り組んでいきます。

また、地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様にも、その土地が液状化の可能性のあるかなどの情報を広く公表し相談に対応しています。

- 3. 呑川護岸の耐震整備は河口から行うことや、4 水門の整備を 2020 年までとしている東京都の計画を前倒しで早急に行うよう、都に申し入れること。

(都市基盤整備部) 平成 24 年度に東京都が策定した「地震・津波に伴う水害対策に関する整備計画」に基づき、呑川護岸の耐震整備、4 水門の整備を含む河川・水門等の耐震整備を着実に推進することを東京都に要望しております。なお、呑川防潮堤耐震護岸工事については、平成 26 年度より、河口付近の工事に着手しております。4 水門の整備については、既に平成 25 年度から南前堀の防潮堤工事に着手し、現在、貴船堀、旧呑川の防潮堤の設計を進めている最中で、できるだけ早期に工事に着手していく予定であると聞いています。残す北前堀についても引き続き設計、工事を進めていく予定であると聞いています。

- ★ 4. 公共施設の耐震対策は、今後の計画や進捗状況を区民に直ちに示し、保育園や児童館、図書館などは最優先で行うこと。

(計画財政部) 公共施設の耐震化につきましては、平成 22 年度に耐震診断を完了しています。診断の結果、補強等改修が必要な施設につきましては、公共施設整備計画に基づき順次耐震補強工事を進めているところです。

5. 民間住宅への耐震診断・耐震改修工事がなかなか進まない現状を打開するために、助成を増額し、利用しやすくすること。特に高齢者・障がい者世帯には全額補助すること。また、部分改修も助成対象にすること。耐震シェルター・耐震ベッド設置助成制度の充実を図り、広報をすること。

(まちづくり推進部) ①民間住宅への耐震化助成については、平成 21、22、23 年度の要綱改正により、助成額の引上げや耐震シェルター・耐震ベッド設置助成制度の創設等制度の充実に取り組んでまいりました。平成 26 年度は木造住宅の耐震診断を信頼できる建築士に安い費用で行ってもらうことができるよう、大田区木造耐震診断士登録制度を創設し、診断費用の定額化と助成割合の引き上げを行いました。また、分譲マンションについて、より強力な耐震化支援を行うため、診断、設計、工事の助成限度額をそれぞれこれまでの 3 倍に引き上げました。今後もより多くの方に耐震化に取り組んでいただくため、制度の見直しを検討してまいります。

②公費による民間住宅への耐震化助成は、地震災害から区民の生命・財産を守るという目的がある一方で、結果的に個人資産の形成・向上にもつながります。また、その実施は原則建物所有者の意思においてなされるものです。これらの点を含め、高齢者、障害者世帯への全額補助は困難です。

③ 都の首都直下地震等による東京の被害想定調査で、大田区のほとんどの地域が震度 6 強の大きな揺れに見舞われるという結果から、木造住宅の場合は区民の生命・財産を守るには家全体の補強が必要であり、部分改修では十分でないと考えております。経済的に耐震改修を行うことが困難な方には、耐震シェルター・耐震ベッド設置助成の利用を勧めています。

④耐震シェルター・耐震ベッド設置助成は、助成割合 9 割、限度額 50 万円という助成内容です。利用者の多い耐震ベッドについては、これまでの実績から助成金限度額の範囲内で設置することができるため、拡充する予定はありません。助成制度については、パンフレット、ホームページ、耐震キャンペーン等でお知らせしているところです。

6. 全ての高齢者、障がい者、ひとり親世帯を家具転倒防止器具助成対象にすること。また、火災警報器設置の助成を復活すること。

(地域力推進部) 家具転倒防止器具の取り付けについては、自らの生命は自ら守る自助の観点から、区民が各自で対応する防災対策であります。

しかしながら、自分で取り付けが困難な高齢者や障がいのある方に対しては、家具転倒防止器具の取り付けを実施しております。引き続き家具転倒防止の重要性を効率的に周知することによって、利用率の向上を図ってまいります。

また、火災警報器の設置につきましては、平成 22 年 4 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、区民が自主的に設置するものと考えております。今後も引き続き住宅用火災警報器のあっせんについて、広く区民に PR をしてまいります。

住宅用火災警報器は、都の条例に基づき、新築及び改築の場合に加え、既存住宅にも平成 22 年 3 月までの設置が義務付けられたものです。義務化に向け、経済的な理由により設置困難な高齢者・障がい者世帯への設置を促進するため、平成 21 年度に限り助成しました。復活の考えはありません。

- ☆ 7. 通電火災防止のため、感震ブレーカーの設置助成制度を新設すること。

(地域力推進部) 感震ブレーカーは、機種も様々あり、自主的に設置するものであるため、助

成は考えていません。

平成 27 年 1 月から大田区商店街連合会による防災用品のあっせん商品に感震ブレーカーを取り入れました。

8. 駅、商店街、大店舗等、区民が多数利用する場所・施設での防災教育と訓練を充実させること。防災意識向上のための施策を進めること。

(地域力推進部) 大型店舗や劇場など多くの区民が利用する施設においては、突然の地震や火災から死傷者が出ないよう消防法の規定に基づき消防署の指導で毎年 1 回以上の訓練を実施することとされております。

区でも、年間を通じて施設・事業所などに職員が出向し訓練指導や講話などに努めております。

また、本年度は、蒲田駅周辺において施設、企業と連携した駅周辺滞留者対策訓練の実施、区民ホールアプリコで行われた避難訓練コンサートでの訓練協力のほか、商店街でも家庭内備蓄推進の PR 活動も行っております。

区といたしましても、多くの区民が利用する場所・施設での防災訓練や意識啓発の重要性を認識しておりますので、今後も引き続き取り組んでまいります。

9. ゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、被害住民への救済措置は迅速に行うこと。ゲリラ豪雨の発生が予想される地域には防災無線や広報車も活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。浸水地域については、下水道を早急に毎時 90mm の降雨量に対応するよう都に求めること。

(地域力推進部) ゲリラ豪雨等に対する浸水防止策として、平成 26 年度、特別出張所の管轄範囲ごとに「土のう置き場」設置し、区のホームページやチラシなどで PR しております。

また、毎年区内消防署と合同で実施している「水防訓練」においては、地域の住民に参加いただき家庭でできる浸水防止策として「水のう工法」や市民消防隊の消防ポンプが排水作業にも活用できることなどを紹介する訓練を実施し、家屋への浸水被害への対策について広報や啓発に努めております。

床上浸水被害のあったお宅に対しては、翌日には訪問し、消毒液の配布や見舞金支給手続きの説明など迅速に対応しております。

区民への注意喚起として、大雨警報等が発せられた場合などに、区のホームページや区民安全・安心メール、ツイッターなどにより、いち早くお知らせするよう努めております。

また、避難が必要な場合には、さらに防災行政無線や広報車を活用して、対象区域の区民に情報が行き届くよう広報活動を行ってまいります。

(まちづくり推進部) 防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入について助成する制度を創設する予定はありません。

- ☆ 10. がけ等整備工事助成制度の拡充を行うこと。区が行ったがけ調査の C ランクについては対策を急ぐため、工事費の全額を助成すること。A・B ランクについては助成額・率を拡充すること。

(まちづくり推進部) 公費による民間所有のがけ等整備助成は、大雨や大地震によるがけ崩れ災害を防止し、区民の生命・財産を守るという目的がある一方で、耐震改修と同様に、結果的に個人資産の形成・向上にもつながります。がけ等の整備は義務ではなく、原則建物所有者の意思においてなされるものです。これらの点を含め、C ランクの全額補助は困難です。また、

ランク別の助成額・率の拡充は考えておりません。

11. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類を増大や、本庁舎・四地域センター・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(地域力推進部) 新たな被害想定に基づき、必要とする量の非常用食糧の備蓄や資機材も、学校備蓄倉庫や地区備蓄倉庫を中心に備え、充実に努めてまいります。

また、民間による大規模開発になどの際に備蓄倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実に努めてまいります。

12. 区立小中学校の体育館には、避難所にふさわしい空調設備を設置すること。

(地域力推進部) 設置には、本体、配線等の工事費やランニングコストが全額区の負担となりますので、学校については、現時点での導入は難しいと考えます。

(教育委員会) 学校の体育館に空調を設置する場合、機器本体をはじめ変電設備の改修等の工事に約1億円、運転費用も年間約400万円と見込まれるため、現在は設置しておりません。避難所としての運営においては、空調を備えた教室の活用を含め検討してまいります。

13. 福祉施設のみならず、全ての区民施設における備蓄は職員分も確保すること。

(地域力推進部) 区職員の災害時における非常用食糧については、順次備蓄を進めております。

14. 小規模災害見舞金の対象と支給額を抜本的に引き上げること。また、現物支給品の充実に努めること。

(地域力推進部) 小規模見舞金等の見直し予定はありません。小規模災害時には、プラム蒲田、シャンボール大森のほか3泊4日まで旅館組合と協定を結んで、一時的な住まいの他、毛布、バスタオル、タオルを用意しております。

15. 防災計画は、災害時要援護者の意見要望を十分にとり入れ、それぞれに応じて具体化すること。

(地域力推進部) 地域防災計画の修正に際しては、広く意見をいただくため関係団体の中から委員を選任させていただいております。防災会議で素案を示し、意見をいただく機会を設けております。頂いた意見については関係各部と検討の上、地域防災計画に反映しております。

16. 地域防災力強化を進めるための市民消防隊への理解・啓蒙活動を区が行うこと。補助金の増額等、支援を強化すること。制服等の備品を定期的に支給すること。

(地域力推進部) 防災訓練や各種の講習会などの機会や「防災チェックブック」等の啓発パンフレットを通じて、区民の皆様に対して市民消防隊の重要性や活動内容の紹介、活動への参加の呼びかけなどの啓蒙活動を積極的に行っております。

市民消防隊に対する支援・助成といたしまして、毎年、防災市民組織に対する助成金の支出に合わせて、市民消防隊の活動費や装備品などに使用していただけるよう助成しております。

また、平成24年度から27年度にかけては、災害時の地域の初期消火能力向上を目的に、防災市民組織にスタンドパイプや新型D級ポンプといった資器材を配備してまいりました。

17. 児童遊園・公園等に防火水槽を増やすこと。また、民間マンション業者等に建設の際に設置を義務付け助成をすること。

(地域力推進部) ほとんどの公園では、40t以上の防火水槽を設置しております。5t槽では、初期消火には容量が不十分なため、大田区開発指導要綱により、40tの防火水槽の設置を開発業

者にお願いしております。

マンション業者等による建設の際の防火水槽の設置は、地域貢献としてお願いしております。

18. 四地域庁舎管内ごとに東糶谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。

(都市基盤整備部) 防災公園は、大田区地域防災計画に基づき計画的に設置していますが、現在新たな設置計画はありません。

区内には 500 箇所を超える公園が整備されています。そして公園には様々な機能があり、防災面の機能拡充も非常に重要であると区は考えています。

今後も、公園の新設や改良整備などの際に、地域とともに防災面の機能拡充に努めてまいります。

19. 広域避難場所が一部変更されたが、特に津波や液状化が懸念される多摩川河川敷、羽田空港は変更するよう都に求めること。

(地域力推進部) 避難場所の指定は 25 年度に見直しが実施され、多摩川河川敷六郷橋一帯やふるさとの浜辺公園が指定解除されました。今回の見直しでは 24 年度に発表された「東京都の被害想定」や「第 7 回地震に関する地域危険度測定調査報告書」で想定される津波による浸水や液状化被害について避難場所連絡協議会を設置し、十分検討した結果、指定されたものなので、避難場所として活用できるものと考えています。

20. ヘルプカード(たすけてねカード)は来年度も引き続き対象者に配布すること。

(福祉部) 都のヘルプカード補助事業が 26 年度までのため、27 年度は 26 年度に作成したものを活用して配布してまいります。

21. 災害時の在宅医療・介護支援体制の整備について

- ① 医療・介護・障がい者・妊産婦などの災害時要援護者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要援護者が直接福祉避難所に行けるような体制を整備すること。

(福祉部) 特別養護老人ホームなどの高齢施設や、障がい者施設と災害応急活動に対する協力に関する協定を締結し、福祉避難所の整備を進めているところです。

災害時要援護者が避難生活において各々の特性に応じ、配慮された場所となるよう引き続き整備に取り組みます。

現在、障がい者施設を福祉避難所として指定し、解説訓練等を実施し体制の強化を図っています。また、障がい者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」についても福祉避難所として指定いたしました。

地域防災計画では被災した方については、まず学校避難所への避難を原則としております。福祉避難所への直接非難できるような体制づくりについては、今後の検討課題といたします。

- ② 災害時要援護者の支援体制は町会まかせにせず、区の責任を明確にし、実態に合った計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

(地域力推進部) 区では要援護者支援の体制づくりに向け、意識啓発のための要援護者講習会や自治会・町会に要援護者支援の組織化を進めております。地域では要援護者支援に向け自治会・町会だけでなく事業者などへ働きかけているところもあります。今後、要援護者の

安否確認や個別支援計画に向けて、福祉部をはじめとする関係部、民間事業者など広く周知を図り、その体制づくりに向けて検討を進めてまいります。

- ③ 災害時の障がい者福祉避難所には、聴覚障がい者情報受信装置（アイドラゴン）、テレビ電話を設置すること。

（福祉部）障がい特性に配慮した物品の福祉避難所への配備につきましては、優先度を検討しながら設置に向けて検討してまいります。

- ④ 区は常に在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の利用者を把握し、機器の電源確保のため発電機を確保すること。

（福祉部）災害時に備え、在宅の人工呼吸器利用者等について訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めています。また、災害時の電源確保のため福祉避難所等に発電機を整備してまいります。

- ⑤ 医療機関が発電機を購入するための区独自の助成制度を創設すること。区内全ての医療機関が東京都の助成制度を活用できるよう都に拡充を求めること。

（地域力推進部）医療機関が、震災等による電源喪失時に備えた電源の確保に関する助成金制度の創設は困難であります。各医療機関で災害時に備え発電機等を備えていただきたいと思います。

（保健所）都が実施する医療機関を対象とした災害医療に係る助成等については、速やかに情報提供いたします。

- ⑥ 災害時在宅ケア連携会議に補助を行うこと。

（福祉部・地域力推進部）補助を行うことは、考えていません。

- ☆ 22. 震災時に携帯電話が使用制限されるため、産業プラザ PiO など区施設に公衆電話を設置すること。

（地域力推進部）災害時に避難所や一時滞在施設となる施設については NTT より災害時特設公衆電話を設置することが可能となったため、全ての避難所と産業プラザ、アプリコには、5 回線つなげる端子を設置しました。産業プラザについては、大展示ホールと 4 階フロアに今年度滞留者対策訓練の実施に合わせ設置いたしました。

- ☆ 23. 不燃化事業の名の下の道路拡幅は住民の合意なしに進めないこと。

（まちづくり推進部）羽田地区の整備計画に基づく重点整備路線の整備については、計画の趣旨を丁寧に説明するとともに、沿道地権者のご理解、ご協力を得ながら円滑な事業推進に努めてまいります。

二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために

- ★ 1. 空間放射線量の定期測定は、少なくとも以前行っていたように週 1 回・区内 3 ヶ所（東糀谷防災公園、大森地域庁舎、本蒲田公園）に戻すこと。

（環境清掃部）環境保全課では、平成 23 年 6 月 15 日以降、区内 3 か所での毎週 1 回の定点測定を 2 年間継続し、測定結果の推移を検証した結果、空間放射線量に変動はなく平常値であると考えられるため（東工大の専門家の検証済）、平成 25 年 7 月から月 1 回の測定としました。その後も、区の測定値及び、区内の東京工業大学、羽田空港内のモニタリングポストの測定値も、変動は見られない状況が続いています。

引き続き環境省や国土交通省のモニタリング結果を注視し、その結果に変動が見られる場合は、直ちに定点測定箇所での空間放射線量の測定を実施します。測定値が平常値よりも上昇していると判断される場合は、測定箇所や頻度を見直し、即時に対応してまいります。

- 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による放射線量測定や必要な除染、相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。

(環境清掃部) 平成 23 年度から実施している区内の空間放射線量の定点測定を今後も継続して実施し、測定結果はホームページにてお知らせします。

区内での定点定時測定、東京都及び東工大のモニタリングポストの測定数値とその推移から、現時点では問題となる状況ではないと考えています。

(保健所) 現時点では健康診断が必要な状況ではないと考えています。

- 全区立小・中学校、保育園、幼稚園、児童館、公園、通学路などホットスポット、区内全ての公共施設と公園、河川、農地の放射線量・土壌中の放射能を定期的に測定し、公開すること。

(環境清掃部) 区が所有する施設等において、空間放射線量が特に高い場所があるという情報が入った場合などは、所管部署と連携し、シンチレーション式サーベイメータを用いて測定し、安全の確認を行います。

(教育委員会) 区内 3 か所の定点定時測定、東京都及び東工大のモニタリングポストの測定数値とその推移から、現時点では問題となる状況ではないと考えていますが、引き続き状況の変化等を注視してまいります。

(こども家庭部) 福島原発事故後に、区立保育園、私立保育園、認証保育所、指定保育室の園庭・砂場の空間放射線量の測定を実施しました。いずれの施設においても問題となる数値は測定されませんでした。また、平成 24 年度より給食及び牛乳の放射線測定を行っています。この間、問題となる数値は検出されていませんが、27 年度も継続して実施する予定です。なお、今後も、子どもの安全を守るため、国や東京都の情報を注視し、必要な対応を行ってまいります。

- 簡易放射線量測定器を各小・中学校、保育園、幼稚園、児童館などに十分な台数を確保し、いつでも測定できるようにすること。特に保育園、幼稚園、児童館には測定器を置くこと。

(環境清掃部) 簡易放射線量測定器(いわゆる「ガイガーカウンター」)での低線量の空間放射線量の測定については、数値が高く出たり、誤差が大きく正確な測定は難しいとされています。平成 23 年 5 月以降、都内では放射性降下物が検出されていないことや空間放射線量測定値が安定している状況です。

状況の変化があった際には、シンチレーション式サーベイメータで対応してまいります。

(教育委員会) 平成 26 年度から、小・中学校への貸出は、学校から直接、測定器を保管している環境保全課へ依頼し、機器を借り受けています。貸出し実績では、現保有台数で対応できている状況にあります。

(こども家庭部) 福島原発事故後に、区立保育園、私立保育園、認証保育所、指定保育室の園庭・砂場の空間放射線量の測定を実施しました。いずれの施設においても問題となる数値は測定されませんでした。また、平成 24 年度より給食及び牛乳の放射線測定を行っています。この間、問題となる数値は検出されていませんが、27 年度も継続して実施する予定です。なお、今後も、子どもの安全を守るため、国や東京都の情報を注視し、必要な対応を行ってまいります。

- ホットスポットが私有地にあった場合でも、住民の希望に応じて、区が責任をもって除染をし

て、東電に対応させること。都有地については、都が責任をもって除染するよう求めること。

(環境清掃部) 私有地内で空間放射線量の測定結果が高い場合、除染方法等の助言を行っています。原則として除染については、区では対応できかねます。

6. 福島県から大田区に避難している子どもたちの甲状腺がん検診は、大田区内で実施すること。また、希望する大田区の子どもの対象にすること。

(保健所) 甲状腺がん検診は触診検査も含め専門医が必要です。また、原発事故という特別な事情の下では、検査データを蓄積しながら長期に継続した調査に基づく健康管理が必要と考えられます。こうしたことから福島県での検診受診が望ましいと考えます。

三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために

- ☆☆ 1. 区内地域産業への消費税 8%増税の影響調査をし、抜本的対策を進めること。

(産業経済部) 消費税率が 8%に引き上げられた影響のみを調査する予定はございません。

しかし、区では、従前より、区内中小企業の景況調査を四半期ごとに実施(平成 26 年度から調査対象業種を拡大)しており、その中で景気の動向を把握しております。また、26 年度は、ものづくりに関わる区内事業所を対象に「大田区ものづくり産業等実態調査」、区内商店街及び会員店舗を対象に「大田区商店街調査」を実施いたしました。これらの調査は、26 年 4 月の消費税率の引上げ後の実施であるため、税率引上げの影響についても包括する結果となると考えます。

これらの調査内容を分析し、今後の施策につなげてまいります。

- ☆☆ 2. 区内商工業に致命的な打撃を与える消費税の 10%への増税中止を政府に求めること。

(区長政策室) 今後、少子化・高齢化の進展に伴い、社会保障制度の安定財源確保は、重要な課題です。消費税の再増税にあたっては、軽減税率についての議論も行われており、そうした動向を含め見守る必要があると考えています。

3. 区内製造業・商店街の実態調査を今年度行ったが、更に訪問により、そこで働く労働者の賃金・雇用形態等の労働実態調査を行うこと。その際全部課長を先頭に行うこと。

(産業経済部) 平成 26 年度に、工業分野では、製造業と関連する業種を含めた全事業所を対象とした「ものづくり産業等実態調査」を実施し、一部の企業には、職員が訪問し取引関係や事業承継等について直接ヒアリングも行っております。調査結果は、今後の有効な産業政策にむすびつけてまいります。今後も、必要に応じ各種調査を実施してまいりたいと考えております。商店街調査では、商店街の調査に加え、個店、消費者動向など、商店街を取り巻く環境分析なども実施し、商店会長への直接ヒアリングも行っております。

調査結果は、空き店舗対策や商店街個々の新たな取組み、顧客獲得につながる施策の展開など商店街振興策の検討に活用してまいります。

4. 下町ボブスレーの経験に学んで、高い技術とネットワークを守り発展させるため必要な対策を取る。

(産業経済部) 現在、ものづくり企業立地継続支援補助金の創設など高い技術とネットワークを守るための取り組みを、既に実施しているところです。今後も、新たなネットワーク構築や市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、適切な支援をしてまいります。

5. 住宅リフォーム助成制度の助成率と限度額を 30%・100 万円へ引き上げること。個人の資産形

成という立場ではなく、経済対策と位置付けて前進させること。

(まちづくり推進部) 安全、安心、快適なまちづくりと地域経済の活性化のため、平成 27 年度予算においても引き続き 4,000 万円の予算を計上しています。なお、更なる助成率と助成額の引き上げは考えておりません。

6. 繁盛店創出事業は看板やホームページ作成のみのため不十分なので、商店店舗へのリフォーム助成制度を新設し、ものづくり工場立地助成を拡充すること。

(産業経済部) 商店へのリフォーム助成についてのご要望ですが、商店につきましては、区内の小売業、飲食業、サービス業を営む事業者に対して、繁盛店創出事業として、店舗デザインや経営指導に実績のある専門家が無料診断やアドバイスを行い、店舗改善費用の一部の助成する事業を実施しております。平成 27 年度予算には、実施店舗数の拡充を盛り込みました。

この助成制度を活用することにより、各個店の魅力創出につながるものと考えます。

工場につきましては、区内製造業が事業規模の拡張や事業の高度化のために行う、工場の新增設や移転にかかる経費に対して助成する「ものづくり工場立地助成」を実施しております。また、26 年度からは、ものづくり企業の立地継続を支援するため、防音、防臭、防振等の操業環境の改善にかかる経費に対して助成する「ものづくり企業立地継続補助金」を新設しました。

7. 事実上の家賃助成である東糀谷六丁目工場アパートの助成金制度方式を、区内のものづくり集積を守るために区内全中小・零細企業に拡充すること。

(産業経済部) ものづくり集積維持は、区としても重要課題の一つとしてとらえております。家賃助成などの固定費補助は全ての事業者に関わることであり、継続的に企業体力を維持発展させることにつながるとは考えておりません。

8. 経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成につきましては、平成 24 年度から 26 年度まで 3 年間実施し、多くの区内企業にご利用いただきました。しかし、国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が区の制度よりも高率・高額であることから、区の制度の利用件数は減少しております。平成 27 年度については、本制度の実施を見送り、今後は、これまで助成を受けた企業の効果・検証を行う中で、企業の立場に立ってどのようなスキームが有効か検討してまいります。

9. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。責任共有制度導入は撤回することを国に求めること。削減された信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末など特別な時期に特別な対策をとること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数が年々減少したことや融資実行後すぐに破たんする事業所が多いことから、本事業の目的である、経営の安定及び改善並びに企業体質の強化を十分果たしていないことを理由に廃止したものであるため、復活させる予定はありません。

責任共有制度は、金融機関に責任ある融資とリスク負担を求めるものです。一方、100%保証の制度枠もありますので、これらの制度を含めて周知を図ってまいります。

保証料補助は、「公害防止資金」「アスベスト対策資金」など、事業者の責任において行うも

のを補助する意味から、一部の資金のみの取り扱いとさせていただきます。なお、平成26年度から新設された「チャレンジ企業応援資金」については、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の5分の4が都から補助されます。

利率については、経済情勢など経営環境をみながら随時見直しを行っております。

また、年末の資金繰り対策として、時限的なあっせん要件の緩和を実施しており、今後も、必要性を判断した上で効果的な取組みを行いたいと考えております。

- ★ 10. 新製品・新技術開発支援事業については、区が申請段階から丁寧に援助し、全ての申請企業・業者に助成を行うこと。それに対応するため、予算を大幅に増額すること。

(産業経済部) 新製品・新技術開発支援事業の実施にあたっては、事前に事業説明会を開催し、申請に際してのご質問にお応えしています。助成採択については、申請案件の新規性や市場性、さらには申請企業の財務状況等について有識者等による適確な審査を実施して決定しており、申請案件全てに対し助成する考えはございません。また、より多くの新製品・新技術の市場投入を図るため、助成した企業へのフォロー体制の充実に取り組んでおります。

11. 原発に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、新製品・新技術開発支援事業とは別の新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 中小企業の製品づくり、技術開発を促進するため「新製品・新技術開発支援事業」を実施しております。自然再生可能エネルギーを含めて、様々な分野での製品・技術開発を促せるよう、同事業の中で支援してまいりたいと考えております。

12. 区内中小企業を守るため、区内企業が製作した製品を展示する常設のものづくり展示場を作り、技術マッチング・販路拡大など仕事確保のための拠点とすること。更に強力に支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 区内中小企業の製品については、特色のあるものについて、産業プラザ2階の観光・情報コーナーでの展示を行っております。また、平成24年6月に開設した東糀谷六丁目工場アパート(OTAテクノCORE)の4階には、技術継承を目的に、優れた製品の展示スペースを設けております。さらに、本庁舎では、1階ロビーにヘラ絞りで製造した大きな鈴を、3階以上の中央吹き抜けには部品・製品等をモバイル状に展示しております。

区内中小企業の取引機会の拡大に向けては、引き続き受発注相談事業や受発注商談会、大手企業との技術マッチング会等、様々な機会の提供を図ってまいりたいと考えます。更に経営の改善や販路開拓、新事業開拓などに取り組む企業へ経営、経理、法律、販売、技術など多方面にわたる専門家を派遣するビジネスサポートサービスを設けております。

13. 大企業に対し講習会に留まらず訪問や文書などの方式で下請け二法を遵守し、一方的な単価切り下げや仕事打ち切りをやめるよう求めること。また、中小企業・業者にも下請け二法の活用について広報すること。

(産業経済部) 下請け二法の遵守につきましては、大手中堅企業を対象に「下請け代金遅延防止法講習会」を都と協力して実施しております。また、中小企業に対しても、ご指摘いただいたような被害にあったときのために、下請取引等の紛争解決を担当する「下請センター東京」を広報してまいります。

14. 青年の雇用拡大や偽装請負防止など、労働条件の改善のため本庁舎内に労働相談窓口を設ける

こと。また、機会を捉えてポケット労働法を新成人に配布し、区施設でも頒布すること。

(区長政策室) 労働に関する相談につきましては、その内容により相談機関等が設置されています。

仕事を探している方は、ハローワーク、シルバー人材センター等の専門機関で、また、労働条件や職場内でのトラブルに関しては、労働基準監督署や東京都労働相談センター、エセナおおた「女性のためのたんぼぼ相談」等の窓口で相談をお受けいただくようお願いします。

(観光・国際都市部) 平成 26 年度の成人のつどい(成人式)では、それらの配布、周知を行っておりません。

15. 区内に若者サポートステーションを開設するための支援をすること。大田区独自でも 39 歳までの若年層の雇用支援を行うこと。

(こども家庭部) 「地域若者サポートステーション事業」は NPO 団体や社会福祉法人など民間事業者が、企画競争入札により、国から受託する事業です。

若年層(16 歳から 39 歳)の雇用支援につきましては、関係部局と連携しながら、研究してまいりたいと考えております。

16. 以前東京都が行っていた工業集積地域活性化支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。

(産業経済部) 区では東京都の「創造的都市型産業集積創出助成事業費補助」を平成 21 年度から 23 年度まで活用し、企業の立地促進や開発支援に取り組みました。

24 年度からは、新たに、東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業費補助金」を活用し、引き続き立地促進や設備投資助成、競争力強化事業などに取り組みしております。本補助事業は、26 年度までの 3 年間の事業となっております。

27 年度以降も引き続き、都の補助事業の活用について検討し、都、さらには国と一層連携を図りながら、ものづくり企業の支援に取り組んでまいります。

17. 中小企業の後継者育成のため青年を雇用する場合、指導・教育・訓練、その他の材料費として一人年額 200 万円の助成を 3 年間すること。

(産業経済部) 中小企業にとっての後継者の育成は重要な課題である、としてとらえております。

従来より、公益財団法人大田区産業振興協会において「若者と中小製造業者とのマッチング事業」やインターネットでの「求人企業ガイドおしごとナビ」等にて人材確保に取り組んでおります。また、ハローワークと協力し、国の訓練補助制度も活用しております。

18. 第一線を退いた高度技能者の高度人材バンクを創設し、技術継承を図ること。

(産業経済部) 現役世代の高度技能者の技術継承としては、平成 24 年 6 月に開設した東糀谷六丁目工場アパート(テクノ CORE)の 4 階を、「大田の工匠 100 人」の表彰者をはじめとした高い技術力を有する技術者の技術・技能承継のフロアと位置づけ、工匠の製品を展示しております。

さらに、平成 25 年度からは、「大田の工匠」による技術指導・相談事業を開始し、技術・技能継承の取り組みを進めております。

第一線を退いた方の高度人材バンクについては、現在のところ予定しておりません。

(福祉部) 「おおた未来プラン 10 年」で位置付けた高齢者の技能・能力を活用する体制を整備

し、その拠点となる「大田区高齢者等就労・社会参加支援センター」（愛称：大田区いきいきしごとステーション）を平成 24 年 2 月に開設しました。

このセンターにおいて、高齢者の働く場の拡大とともに、高度の技能を持つ方々の活用についてもあわせて支援してまいります。

19. 技術・技能者の社会的地位の確立・向上と処遇にふさわしい支援を行うとともに、その技術・技能を世界に発信すること。

（産業経済部）平成 20 年度から、大田区ものづくり優秀技能者表彰制度「大田の工匠 100 人」により、区内製造業の約 5 割にあたる従業員数 3 人以下の企業で働く優秀な技能・技術者を表彰し、5 年間で 100 人に達しました。

25 年度からは、大田区の将来を担う、他の模範となる優秀技術者「大田の工匠 Next Generation」表彰制度を実施しています。また、大田区産業振興協会では、平成 7 年度から優工場の表彰を行っております。これらの表彰制度によって、技術・技能者の社会的地位の確保・向上に寄与してまいります。

20. 区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化するため、恒常的な会議をもつこと。

（産業経済部）産業経済部では、「次世代ものづくり人材育成事業」の中の事業として、小学生を対象に、夏休みを利用し、保護者も参加する産業のまちスクール、ものづくり実践教室などを実施しており、中学生には職場体験の機会を提供しております。また、ものづくり体験と小中学校等のものづくりの発表を組み合わせたイベント「ものづくり教育・学習フォーラム」を、教育委員会と共に実施しています。

さらに、六郷工科高校には、デュアルシステムによる工場現場で実際に仕事をするプログラムもございます。それらによって、将来的に後継者育成につながるものとして期待しています。

21. 「中学校のものづくり職場体験」の受け入れ事業所に、営業保障としての経済的支援を行うこと。

（教育委員会）受入事業所の皆様には、安全かつ有意義な職場体験となるよう生徒一人一人に対し、きめ細かい御配慮をいただくとともに、子供たちの望ましい社会性や勤労感の育成に協力くださり心より感謝しています。また、地域の良さを知ることにより、生徒が地元企業に就職したり、地域を支える意欲を育む良いきっかけにもつながると考えます。

なお、協力企業に対しては、感謝の気持ちとして謝礼品をお渡ししております。

22. 区の発注する物品購入については、区内中小業者を優先して発注すること。

（総務部）発注にあたっては、区内産業で対応が困難な案件を除いて、区内産業の振興並びに区内産業の保護・育成の観点から、区内業者を優先する対応を図ってまいります。

23. 商店街の装飾灯の LED 化への都の補助の残り（5 分の 1）へ区独自の助成を行うこと。

（産業経済部）東京都の特定施策推進型商店街事業での装飾灯 LED 化を推進するとともに、区独自の助成につき検討してまいります。

24. 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出すること。

（区民部）所得税第 56 条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止いたしまして、個人単位の課税制度が採用されたときに、所得税は累進課税を採用していますので、所得の分散等個人単位課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解してい

ます。

本区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視してまいります。

25. 2013年3月末に期限切れとなった中小企業金融円滑法の復活について国に要望すること。

(産業経済部) いわゆる金融円滑化法につきましては、今後の動向に注意していきたいと考えております。なお、金融円滑化法の終了に伴い、区では特別相談窓口を設置し、資金繰りに関する相談に応じています。

26. 空き店舗を使って創業者支援をし、個店への助成も可能な制度にすること。

(産業経済部) 商店街が大田区新・元気を出せ商店街事業を活用すれば、3年間の家賃補助、施設の改修費の補助などの助成があります。事前の計画が重要ですので再生支援事業などを活用していただきたいと思えます。また、新規に事業を開始する創業については、公益財団法人大田区産業振興協会による「創業者支援事業」にて総合的な支援を行っており、空き店舗を使う場合においてもご活用いただけます。

27. 大型小売店の進出から商店街と地域住民の環境を守るため、大型店影響調査を行なう等、区独自の条例をつくること。

(産業経済部) 大規模小売店立地法では、東京都が生活環境への影響について、区の意見を聞くことを義務付けています。また、地域の住民や営業者等は、直接東京都に対して意見書を提出することができることになっており、意見を反映する仕組みが確立されています。区独自で制定した要綱(売り場面積500㎡以上1,000㎡未満の店舗に関して規定)でも区民が生活環境に与える影響についての意見を書面により区に提出できるようになっており、出店者に対する区の対応に反映させています。

したがって、区独自の条例を制定することは考えておりません。

28. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等が、近隣の商店街から物品・食材購入をしているか実態調査をし、購入を促進するよう区が対策をとること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ています。

(こども家庭部) 区立保育園の民営化に際し、従来と同様近隣の商店街から給食食材等を調達するようにしています。

また、児童館等では、おやつなどの食材購入を近隣の商店を利用して購入しております。

29. 商店街の活性化として、商店会だけでなく個店が実施する高齢者への宅配事業等への支援をすること。

(産業経済部) 商店街が、平成26年度新設の買い物弱者支援事業者や従来からの大田区新・元気を出せ商店街事業を活用して事業化することが可能です。

- ☆ 30. 大企業応援であり区内中小企業への支援にならない国家戦略特区の指定地域から撤退し、羽田空港対策基金を区内中小企業支援に使うこと。

(まちづくり推進部) 羽田空港跡地(第1ゾーン)に導入を予定している産業交流施設では、ものづくりにおける広域的なネットワークの形成拠点として、中小企業と国内外の高付加価値型企業や研究機関との交流・連携を図り、新市場・新技術を創出し、区内中小企業の販路拡大につなげてまいります。

羽田空港対策積立基金は、このような取組みを進めるための財源として有効に活用してまいります。

四. 区民の暮らしと健康を守るために

- ☆★ 1. 区民の所得減や社会保障の負担増に加えて消費税 8%への増税は、区民の暮らしを直撃している。実態調査を行い、対策をすること。

(区長政策室) 国では、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付措置を講じています。区においても、この給付金を円滑かつ適正に支給できるよう事務を行っています。実態調査を行う考えはありません。

- ☆★ 2. 10%への消費税増税の中止を政府に求めること。

(区長政策室) 今後、少子化・高齢化の進展に伴い、社会保障制度の安定財源確保は、重要な課題です。消費税の再増税にあたっては、軽減税率についての議論も行われており、そうした動向を含め見守る必要があると考えています。

3. 生活一時資金として応急小口資金の保証人なしの貸付額を当面 20 万円まで拡大すること。失業中でも活用できるように条件を緩和すること。

(福祉部) 緊急性が高く小額の貸付については、より迅速な貸付に努めています。保証人不要の限度額は、平成 21 年度に 10 万円に引き上げました。また、失業中でも採用が決まり、給与支給までの短期間の資金の貸付には対応しております。

- ★ 4. 国民健康保険の改善について

- ① 高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めるとともに、東京都にも財政支援を求めること。また、大田区でも支援を強化すること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し求めております。

東京都に対しても、既に財政措置の充実強化を要望しており、重ねての要望は考えておりません。

平成 25 年度、大田区では一般会計から国保会計へ約 83 億円を繰り入れています。国保への支援をさらに強化することは、他の医療保険制度に加入する区民との公平性の観点から考えておりません。

- ② 滞納解決は、資格証発行ではなく生活実態を十分に配慮し、失業、倒産、廃業により収入が激減した区民に対して、国保料などの減免を適用できるよう制度の拡充を図り、資格証は発行をせず無保険にならないよう対策を講じること。また、生活や営業に支障をきたすような差し押さえはしないこと。

(区民部) 倒産、解雇、雇止めなどの離職に伴う国保加入者の保険料軽減措置については、大田区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しています。

国保料の滞納がある方には、個別に納付相談をご案内し、生活状況を伺い、特別な事情の存否お聴きした上で納付計画を作成しています。

区独自で国保料の減免を行うことは、負担の公平を図る観点から考えておりません。

- ③ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大

すること。区民の負担を軽くするため委任払いと限度額認定証の制度を区民へ周知徹底すること。

(区民部) 委任払い制度を出産育児一時金と同様に他の医療給付にも拡大することは、関係医療機関等との調整が必要で国保制度全体で取り組むべきものであり区単独で実施することは困難です。

出産育児一時金の直接支払制度、受取代理制度や高額療養費、限度額適用認定証の制度については、大田区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

★ 5. 生活保護について

- ① 生活保護基準引き下げを撤回し、全額を国費で行うよう国に強く申し入れること。

(福祉部) 生活保護基準は、民間最終消費支出の伸び率を基礎とし、一般国民の消費水準と調整し、国で算定されており、意見を述べる考えはありません。また、生活保護費を全額国費負担とするように、従来から区長会等で要望しています。

- ② 生活保護世帯の見舞品(夏季・冬季)を復活し、物品は原則として区内中小業者から購入するため区内共通商品券を支給すること。

(福祉部) 見舞品を復活する考えはありません。

- ③ 生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

(福祉部) 老齢加算の復活を国に要望する考えはありません。

- ④ 生活保護申請書を窓口置き、申請は受理すること。いわゆる水際作戦は行わないこと

(福祉部) 生活相談に来所された場合、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、申請の意思があれば申請書をお渡ししております。申請書が提出されれば受理しています。

- ⑤ 受給者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

(福祉部) 就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っています。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っておりますが、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合には、保護の停止や廃止等の不利益処分を行うこともあります。

- ⑥ 住宅扶助は居宅保護の原則を守ること。

(福祉部) 居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話し、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しています。

- ⑦ ケースワーカー等の生活保護に係る人員の増員を図ること。警察官 OB の配置をやめること。

(福祉部) ケースワーカー等の現業員は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に寄与しており、不可欠な職種と認識しています。

- ⑧ 生活保護制度を正しく理解するため、大田区報への定期的掲載や「生活保護特別号」を発行するなど広報を強化すること。

(福祉部) 区民の方が生活にお困りになったときの相談については、くらしのガイド、区のホームページに掲載しています。実際の区窓口や電話での相談では、管轄の各生活福祉課を案内しています。今後もこれらにより周知を図っていきます。

- ⑨ エアコン購入のため生活福祉資金が活用できるようになったことを「生活保護のしおり」に明記し、受給者に説明をすること。

(福祉部) エアコンの購入費用については、他の電化製品と同様に生活扶助費に含まれており、原則として、家計のやり繰りによって対応いただくものです。社会福祉協議会の生活福祉資金は、運用が変更され、真にやむを得ない事情があり、本人に返済能力があれば、担当者が説明しています。ただし、貸付基準や貸与決定は、社会福祉協議会が担っております。

- ☆ ⑩ 生活保護受給者が医療に係る際の自己負担分は区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護受給者の医療費は、原則として全額医療扶助によって賄われています。しかし、医療扶助のみを受給する場合には、世帯の収入状況により自己負担が発生しますが、保護の実施要領に基づくものであり、大田区独自の助成や国への改善要望は予定していません。

- ☆ ⑪ 入浴券支給事業は、以前の年 50 枚に戻すこと。

(福祉部) 生活保護受給者の入浴に要する経費は、元々、生活扶助費に含まれております。自宅に風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が確認の上、年に 1 回入浴券 30 枚を支給しております。大田区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はありません。

6. DV 被害者への支援を強化し、緊急避難所を増やし、母子担当員の増員・研修の充実をはかり、被害証明書の発行を迅速に行うこと。

(福祉部) 母子・父子自立支援員は、各課の相談件数、処理件数を踏まえて適切に配置しています。研修については、東京都の研修をはじめ、研修参加の機会を増やすとともに、OJT の充実に努めています。

緊急避難が必要な方については、関係機関と十分連携を取り、必要な対応を行っております。また、区で発行可能な「相談事実等証明書」については、できる限り迅速に対応しています。

7. 大田区特定健診について

- ① より区民が受けやすくなるよう期限をなくし通年実施し、夜間・休日も実施できるよう医療機関を支援すること。後期おおた未来プランで受診目標を引き下げず、2018 年度まで 65%実施を医療機関と協議し、区が責任を持つこと。

(区民部) 通年実施については現在検討しておりませんが、受診期間の延長については、受診機会の拡大の取組みの一つとして従来から行ってきております。平成 27 年度以降については、26 年度の受診状況の検証をするともに関係する医療機関の皆様のご意見などよく伺ってまいります。また、夜間・休日の実施についても同様です。

区でも受診率の向上に取り組んでおりますが、おおた未来プラン 10 年(後期)で掲げる受診率の目標値 44%は現状の受診率を精査して決定したものであり、平成 30 年度の目標値として適切な目標であると考えております。

- ② 認知症の早期発見・早期治療のため、認知症の検診を医師会・医療機関等とよく協議をして、特定検診、長寿検診に取り入れること。医師会でモデルケースとしてすでに実施されているので意見を聞くこと。

(区民部) 認知症検診については、医療の視点の外に高齢福祉や介護予防からの視点があり

ますので、医療保険者として、国をはじめ関係機関の動向には充分注視してまいります。

- ☆ 8. がん検診の一部自己負担を無料に戻し、受診期間を制限せず、希望者全員が受けられるようにすること。

(保健所) 区民の皆様に、がんについての理解を深め、主体的にがん検診を受診する意識を高めていただくため、平成 26 年度より一部自己負担を導入しました。同時に、受診しやすい検診とするため、平成 26 年度は、各がん検診の実施期間の延長や検診受診予定件数を大幅に増やす等、多くの区民の方に受診していただけるよう検診の充実を図りました。

平成 27 年度から、胃がん・肺がん検診の実施期間を 2 か月延長する予定です。

9. 胃がん検診に負担の少ないペプシノーゲン検査の導入について、医師会・医療機関等とよく協議をして検討を進めること。ピロリ菌の検診も追加すること。

(保健所) ペプシノーゲン検査及びピロリ菌検査は、胃がんの発生リスクを知るという目的では有効であると考えています。一方、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 26 年 6 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知)では、胃がん検診は胃部エックス線検査とされており、現在、死亡率減少効果が科学的に証明されているのは、この検査方法だけです。

今後も引き続き医師会との連携に努めると共に、国の動向も注視してまいります。

10. 障がい者医療費助成を受けていない区内在宅酸素療法患者の電気代を助成すること。

(福祉部) 障害者医療費助成制度対象の方は、医療費の自己負担の助成を受けることができます。

区として独自に在宅酸素療法患者に電気代を助成する考えはありません。

11. 以前大田区内にはアスベスト関連企業が多数あった。周辺住民や労働者がアスベストを吸い込んでいる可能性がある。地域限定せず希望者全員に無料のアスベスト検診をおこなうこと。

(保健所) 区では平成 19 年度に、以前アスベスト関連工場があった場所の周辺住民を中心に、アスベスト健康調査を実施しました。これについては、短期間に調査結果を公表する必要性から、できるだけ多くの方に受診してもらうために無料としました。

21 年度からは、ご自身の健康管理の一助として、区民のだれもが受けられるアスベスト健診を実施していますが、負担の公平性から自己負担金 1,000 円をお願いしております。なお、前年までのこの検診で胸膜プラークの所見が認められた方に関しては、自己負担免除としております。

12. 全ての高齢者に、肺炎球菌ワクチンなどの任意ワクチンを区独自の全額公費負担で行うこと。

(保健所) 高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンは、平成 26 年 10 月 1 日付で定期接種化されました。70 歳以上で定期接種の対象とならない年齢には、区独自に一部費用助成を行っています。

13. 開業医の要望、意見を取り入れて区内の地域医療の崩壊を防ぐため、周産期医療検討委員会、入院医療協議会をそれぞれ積極的に支援すること。

(保健所) 大田区入院医療協議会及び大田区周産期医療検討委員会につきましては、区内の医療に関する課題を、病院同士、診療所と病院とが連携して解決していく場として設置されました。大田区も事務局として、今後も積極的に支援してまいります。

14. 中小病院の廃業が深刻となっており、区民の命と健康を守るため中小病院存続に区も責任を果たすこと。

(保健所) 区内病院につきましては、平成 22 年度以降、2 つの病院 (蒲田リハビリ、牧田分院) が新規開設された一方、3 病院が廃院 (大森記念、洗足池、羽田共生) という状況となっています。大田区としましては、平成 27 年度、区民に必要な医療を確保する観点から、地域の医療資源の現状、医療機関が抱える課題を把握し、区民が安心して医療を受けられる体制を検討してまいります。

15. 地域医療機関の深刻な医師・看護師不足を解決するため、人材確保の支援をすること。区独自で看護師などの就職説明会 (就職フェス) を開催すること。看護師等確保のための保育体制確保に支援をすること。

(保健所) 医師、看護師の人材確保に関しては、一義的にはそれぞれの医療機関の努力により確保するものと考えています。大田区入院医療協議会看護師専門部会では、平成 24 年度から「レッツ・リナース看護師再就職相談会」を実施し、平成 26 年度から 1 回増やし年 2 回の開催をしております。区も協議会事務局として、医療機関の主体的な動きを支援しております。保育の確保につきましては、看護師専門部会を通じてご意見を聞きながら、支援の可能性について検討してまいります。

16. 東京蒲田医療センターは成立した存続法の早期実施を求めるとともに、医師による分娩を早期再開すること、小児医療の充実を国や東京都に引き続き強力に働きかけること。

(保健所) 蒲田総合病院に関しては、平成 26 年 4 月より、運営主体が独立行政法人地域医療機能推進機構へ移管され、東京蒲田医療センターとなりました。分娩機能の再開につきましては、引き続き病院に区の実情を伝え、再開に向けて努力するようお願いしてまいります。

17. 区内全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事の支援を更に強化すること。

(まちづくり推進部) 耐震化助成事業は、耐震改修促進法により策定した大田区耐震改修促進計画に基づいて実施しています。医療施設を含め住宅以外の非木造建築物については、耐震診断に対し 100 万円を限度として助成しています。また、その設計・改修工事については、延べ面積 1000 m²以上かつ 3 階建て以上の耐火または準耐火建築物で倒壊した際に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること等の要件に該当する場合に、設計 100 万円、改修工事 350 万円を限度に助成しています。緊急輸送道路沿道建築物に該当すれば、さらに多くの助成が受けられます。

医療施設を対象とした耐震化助成については、都が都内病院及び指定二次救急医療機関に対して、耐震化助成事業を行っています。診療所を対象とした耐震化助成制度は現在のところありませんが、他の業種との兼ね合いも含め全体としての課題と受け止めております。

(保健所) 医療施設単独の耐震化工事への助成については、都の制度や他の業種との兼ね合いも含め、全体としての課題と受け止めております。

18. 大田区地域医療連携ネットワーク構想はシステム構築を区が率先して行い、区独自の施策を立てること。

(保健所) 区内医療機関の間で、患者本人の了解の下、カルテなどのデータを共有し、連携して医療にあたることは、大変有意義なことと考えます。データの共有、伝送に関しては、その前提となる電子カルテの導入が進んでいないこと、個人情報保護をいかに徹底していくか、区外医療機関など広域的な連携調整をどう行うかなど、解決しなければならない課題が数多く

あります。医療情報の電子化、共有化については、今後の動向を注視してまいります。

19. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師不足による一部病棟閉鎖が続き、分娩取扱い数も年間約 500 件と都立時代と比べ半減している。医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を増やすこと。また、都立に戻すよう都に求めること。

(保健所) 荏原病院は、都立から公社経営に転換した後も、地域の中核病院として高度専門医療を提供するとともに、救急医療、災害医療や感染症医療などの行政的医療も継続して実施しております。病院に対しては、適正な運営が図られるよう、要請してまいります。

20. 大田区内の小児医療体制は医師不足・入院病棟不足など深刻な事態となっています。平日準夜小児初期救急体制の継続も困難が予測されています。機能充実のために医師出動費の増額をすること。また、小児救急体制支援事業の医師人件費支援策は来年度以降も継続すること。

(保健所) 小児救急医療(平日準夜小児初期救急診療)は東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内 3 医師会のご協力を得て実施している事業で、平成 22 年度に委託料の増額をしております。これとは別に、大田区小児救急支援事業を平成 24 年度から開始しています。これは、医師会で雇用した医師を東邦大学大森病院に派遣することで、小児救急医療現場の疲弊を改善し、小児救急医療の充実を図っています。

小児救急支援事業については、緊急的に実施するものであること、事業効果として医療現場の疲弊が一定程度改善されたとみられることから、当初予定通り平成 26 年度で事業終了し、事業の成果を検証した上で、小児救急支援のあり方について検討してまいります。

21. 区民の利便性に考慮しながら、健康の相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。

(保健所) 医療の相談や健康づくりの推進は、保健所全体で取り組んでいます。区民にとって身近な各地域健康課では各種検診や健康相談・健康教室を行っています。また、各地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会に委託して、平日夜間・休日・土曜診療体制を整えています。

現在、健康プラザを設置することは検討しておりませんが、区民の利便性などを考慮しながら、健康づくり施策を総合的に推進してまいります。

- ☆ 22. 地域包括ケアを実現するために複合施設創設の提案が医師会から出されているが、実現させるために区として検討すること。

(保健所) 「地域包括ケア複合施設」につきましては、平成 25 年 7 月に蒲田医師会から提案がありました。

国が推進している地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域の中で医療・介護のサービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することと認識しています。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、直ちに実現するのは困難と考えます。

しかし、頂いた提案は貴重なものであり、大田区の施策展開に参考にさせていただいております。

23. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、土地確保支援などを行い総合病院の誘致を積極的に行うこと。

(保健所) 六郷地区への医療機関設置については、現在計画されている大規模工場跡地のマンション開発において、共同住宅の併設施設として、診療所の設置について開発事業者と協議を行っています。事業者は、地元及び区の要望を受け止め、診療所設置に係るスペースを建物内に設置する計画を立案しています。

このことにより、六郷地区における医療ニーズへのひとつの対応になるものと考えます。今後も、医療環境の整備の取組みを続けてまいります。

24. 熱中症予防のために、低所得者世帯にクーラー設置・修理費の助成と電気代の助成を更に内容を拡充して行うこと。クールネックを毎年配布すること。

(福祉部) 生活保護世帯のクーラーの設置・修理費、電気料金については、支給される保護費の生活扶助に含まれております。また、クールネックを含め、区独自で助成等を行う予定はありません。

熱中症は、高齢者がかかりやすい傾向がありますが、適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、平成 27 年度も今年度同様に実施する予定です。

25. 医療情報誌として区民に喜ばれている、おおた医療 BOOK への支援を継続して行うこと。

(保健所) 平成 21 年度に「おおた医療ブック」の作成費補助を、作成主体である医師会、歯科医師会、薬剤師会に対して行いました。

発行から一定程度経過し、改訂版を求める区民及び関係者の声も大きいことから、平成 27 年度予算において、作成に要する費用の補助を計上しました。

五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ☆★ 1. 第 6 期介護保険事業において、介護給付基金を使って保険料を引き下げること。

(福祉部) 介護給付費準備基金は、計画期間中における介護保険財政の均衡を保つために設置され、保険給付費等に不足が生じた場合、その不足の財源に充てるために準備しているものです。

今後、国が決定する介護報酬の改定などを踏まえ、介護保険財政の安定的な運営に配慮した介護給付費準備基金の取り崩しなどを慎重に検討し、保険料を適切に算出してまいります。

- ★ 2. 低所得者にたいする保険料・利用料の区独自の減免制度を拡充すること。

(福祉部) 住民税非課税世帯の保険料は、所得段階別の保険料制度により配慮がされています。その上で、大田区独自に世帯の収支状況を考慮した保険料減額制度を平成 21 年度より既に実施しております。

介護サービス利用料の区独自施策については、住民税非課税世帯で要件を満たす人を対象に、利用者負担軽減制度を平成 21 年度より既に実施しております。

3. 生活援助が短縮され、利用者も介護従事者からも悲鳴があがっている。区が削減された分について支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。

介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、より多くの利用者に対して、適切な生活援

助サービスが提供されるよう、介護報酬改定の趣旨の周知を図ってまいります。

- ★ 4. 低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作り、小規模を含めて増設すること。特に特別養護ホーム待機者は、2014年9月現在で約1,500人という状況である。介護基盤計画を見直し、待機者に見合った計画にすること。

(福祉部) 特別養護老人ホームは、現在区内に13施設1,464床ありますが、平成28年度開設に向け、3施設195床の整備を進めており、このうち2施設(馬込・大森西)114床分はすでに着工しています。今後とも待機状況や利用状況等をもとに必要数の把握に努め、民間事業者による計画的な整備を進めてまいります。

5. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充、認知症グループホームの当面100ヶ所増設すること。公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については平成28年開設に向け116床の整備を進めてまいります。緊急ショートステイは、区として現在5床確保しているほか、平成27年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう見直されます。

認知症高齢者グループホームについては、大田区は整備数、整備率ともに23区の中で上位にあり、今後も第6期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都といった公有地情報の収集にも努めてまいります。

- ☆ 6. 認知症グループホーム開設時の区独自の助成制度を創設すること。また、運用開始後に利用者が入院すると介護報酬が入らないなどの厳しい経営状況を支援し、利用者の負担増にならないようにすること。

(福祉部) 大田区は、23区において定員数、施設数とも上位であり、整備率も平均を上回るなど、これまで順調に整備を進めており、同時に補助金を活用していない施設もあるため、区独自の補助制度を設ける考えはありません。

また、利用者が入院した場合、居室の空き期間を利用してのショートステイ制度もありますので事業者が制度を活用することは可能となっております。

- ☆ 7. 障がい者(ことに視覚、聴覚障がい者)が安心して生活できる介護施設をつくること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおります。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や、介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでまいります。

- ☆ 8. 介護労働者は低賃金、厳しい労働実態となっている。実態を把握し抜本的な支援策を進め、利用者のサービス低下につながらないようにすること。

(福祉部) 介護従事者の処遇改善は、介護保険制度にとっての大きな課題となっており、平成27年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善加算として1.65%の引き上げが見込まれております。

区としては、これまで、区長会等を通じ必要な措置を講じるよう国に要望をしてきたほか、介護サービス事業者に対して研修会を実施し介護従事者の人材確保・資質の向上に取り組んでおります。介護従事者の処遇改善につきましては、今後とも機会をとらえて国や都など関係機

関に働きかけてまいります。

9. 介護認定・サービスは、日中独居・同居家族の有無など、高齢者の実態に合った適正なものとする。病院の待ち時間などサービスの切り捨てを行わないこと。

(福祉部) 介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めてまいります。また、単なる待ち時間については、介護保険給付の対象にはなりません。

- ☆ 10. 医療・介護総合支援法によって、要支援の介護サービスが自治体に丸投げされようとしているが、今までのサービスが受けられるよう区は責任を果たすこと。制度改悪を元に戻すよう国に求め、当面の財政支援を国に求めること。

(福祉部) 国からの説明では、既存の介護事業者によるサービスに加えて、地域の実情に合わせ、多様なサービスが多様な主体により提供されることになり、利用者がこれまで以上に自分にふさわしいサービスを選択できる仕組みづくりを進めています。介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防サービスを受けている要支援者等のサービス低下につながらないよう、特別区長会において厚生労働大臣宛に緊急要望として既に提出しております。

11. 地域包括支援センターについて

- ① 不足している地域包括支援センター(さわやかサポート)は、少なくとも中学校区に1つ(28か所) 作ること。

(福祉部) 地域包括支援センターについては、地域に身近な特出張所の区域を基本に設置することで、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めていることから、中学校区ごとに設置する考えはありません。

- ② 利用しやすいバリアフリーに配慮した施設にするため、全て1階に設置すること。

(福祉部) 高齢者をはじめとする利用者が、更に利用しやすい施設となるよう努めていきます。

- ③ 区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

(福祉部) 区報や区ホームページなどの広報媒体での周知や、高齢者見守りキーホルダー登録事業をはじめとする高齢者見守りネットワークを推進する中で、周知を行っています。

- ④ 見守りコーディネーターが配置されたが、高齢化が進む中で、地域の高齢者支援の拠点として、その役割発揮ができるよう仕事量に見合う人員配置を行うこと。

(福祉部) 人員配置については、担当区域の高齢者人口の規模など地域の状況に応じた人員を配置しています。なお、見守りコーディネーターは、継続的な地域とのネットワークづくりを引き続き行っていきます。また、地域包括支援センターの機能強化を図るため、平成27年度に各包括支援センターごとに常勤職員を1人増員する予定です。

12. 介護保険制度で規定している介護保険事業所の負担が大きい調査公表手数料への補助を実施すること。

(福祉部) 介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっています。このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはありません。

六. 子育て支援・高齢者・障がい者福祉のために

子育て支援のために——保育園に関係すること

- ★ 1. おおた未来プラン（後期）における待機児解消計画を 2018 年とせず、認可保育園への入園希望者の正確な児童数を把握し、それに見合う認可保育園の増設で待機児童を解消すること。

（こども家庭部）喫緊の課題である待機児解消に向け、平成 26 年度については、就学児前人口や入所申請者数の推移を踏まえ、33 の保育施設を新規に整備し、1,000 人の保育サービス定員増を達成できる見込みとなりました。

今後も、地域の保育ニーズを適切に見極めながら、多様な主体と連携・協働し、認可保育所、認証保育所、グループ保育室、小規模保育所の開設など、保育サービス基盤の拡充に全力で取り組んでまいります。

2. 待機児解消は、認可保育園とし、都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

（こども家庭部）増加する保育ニーズに的確に対応していくためには、多様な手法を用いて、保育サービス基盤の拡充を図っていくことが不可欠です。このため、認可保育所のほか、認証保育所、小規模保育所、グループ保育室等の整備を進めてまいります。

未利用地となっている公有地を活用した保育所の整備につきましては、今後も地域の保育ニーズなど、待機児解消対策としての有効性を見極めた上で、総合的に判断してまいります。

3. 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積見直しは行わないこと。

（こども家庭部）保育所の面積基準については、児童福祉法が改正され、都道府県等の条例により、地域の実情に応じた設定が可能となりました。

保育室の面積については、都条例に定める基準を踏まえ適切に対応してまいります。

- ☆ 4. 2015 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、子どもたちの命と権利を守り、安全安心な保育を最優先とすること。実施した後でも、予算の拡充や制度の充実を国に求めること。小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とする。無資格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。

（こども家庭部）子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、保育の量の拡充と同時に保育の質の確保に努めます。小規模保育所など地域型保育事業における保育士等の配置基準につきましては、小規模保育事業 B 型と事業所内保育事業小規模型において、国が定める基準を超える保育士 6 割の配置基準を条例で定めております。

なお、認可保育所・認証保育所・保育ママと同様に、小規模保育所の無資格者についても、保育士資格が取得できるよう、大田区現任保育従事職員資格取得支援事業による支援を行っているところです。

- ☆ 5. 私立保育園に対する職員処遇向上のために、現行の法外援護を拡充すること。

（こども家庭部）大田区法外援護要綱に基づき、月額 4,600 円の職員処遇費や、11 時間保育保育士加算、延長保育保育士加算などの援護を継続します。

また、保育従事職員宿舍借上げ支援事業を平成 27 年度より実施する予定です。

6. 保育園の保育料を引き下げる。高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保

護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。

(こども家庭部) 認証保育所の保護者負担軽減補助については、現在園児一人当たり月額 1 万円ですが、27 年度から、世帯の所得に応じて補助額を拡充し、更なる支援の充実を図ります。

なお、定期利用保育室の保育料については、認可保育所の保育料との均衡を図るために区が運営補助を行い月 160 時間までの利用の場合は月額 44,000 円としています。

7. 保育ママへの欠員対策費の増額、支援体制を強化すること。また、認可外保育施設への補助を拡充するなど、新制度の中で対応すること。

(こども家庭部) 近年、家庭福祉員の定員充足率はほぼ 100%で、ほとんど欠員のない状況です。今後の欠員対策費については、定員充足率などを勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

認証保育所、定期利用保育室等の運営費補助については、現行の補助金額は妥当であると考えております。

8. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画や、給食調理の民間委託を中止すること。

(こども家庭部) 区立保育園民営化計画推進の中で、区立保育園 18 園を拠点園として定め、地域の保育施設への支援や交流・連携に努めているところです。

このように、公立保育園はその役割と責任を果たすとともに、多様な保育ニーズに応えた保育サービスを充実させるために民営化計画を推進してまいります。保育園給食についても、「保育園における給食調理業務委託の推進方針」に基づき職員の退職状況等を勘案して調理業務のみの民間委託を進めてまいります。

9. 父母の要望に応じて認可保育園での夜間保育、休日保育などを拡充すること。また、病児・病後児保育を拡充すること。

(こども家庭部) 夜間保育(夜 10 時まで)については認証保育所の一部で、休日保育は認可保育園の一部で実施しています。

病児・病後児保育については、27 年度に定員拡充を予定しています。今後も、需用動向を見ながら拡充を検討してまいります。

10. 災害などの緊急の場合に備え、2 階以上に保育室のある保育園の保育士配置を増員させること。延長保育は正規職員を配置して実施すること。

(こども家庭部) 現在、1 階と 2 階に分かれて保育している施設については連絡機器などの配備を行い、職員間の連絡体制を確立しております。また、災害などの緊急の場合に備え、常時、避難訓練などを行っていることから、保育士の「二階建て配置」を行う考えはありません。

延長保育については、正規職員のシフトの工夫や非常勤職員の配置により実施して行きたいと考えております。

11. 全ての私立認可保育園に事務職員を雇用できるよう予算を拡充すること。

(こども家庭部) 0 歳児保育または延長保育を実施している場合には、運営費の一部として事務職員雇上加算を計上しています。

12. 雇用情勢が悪化しているため、保護者の求職期間中の保育実施期間を 2 か月から 5 か月に戻すこと。

(こども家庭部) 求職期間中の保育実施期間については 2 か月が妥当と考えておりますが、今

後も雇用動向等の状況を見極めて必要な対応を検討してまいります。

13. 感染症に罹患後の「登園のめやす」の期間終了前・後に関わらず、医師の診断に従って作成した「登園届」の提出で登園できるようにすること。

(こども家庭部) 園児が感染症に罹患し「登園のめやす」の期間経過後に登園する場合は、保護者が医師の診断に従って作成した「登園届」の提出をお願いしています。ただし、「登園のめやす」の期間終了前に、登園可能と医師に診断され、登園を希望する場合は、感染症の拡大防止のため、医師の診断書の提出をお願いしています。

14. O-111、O-157、新型インフルエンザの感染症対策など子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園に看護師を配置すること。また、栄養士は巡回指導では不十分なので、全園に配置すること。

(こども家庭部) 保育園の保育士、看護師、栄養士等の配置については、それぞれの配置基準に基づき適正に配置しており、看護師を配置していない保育園においても「保育所保育指針」に基づき、医学的な指導など嘱託区の協力も頂きながら園児の安全の確保・健康の増進に取り組んでおります。また、栄養士を配置していない保育園につきましても、保育サービス課の栄養士が適宜巡回指導を行っておりますので、全保育園に配置する考えはありません。

- ☆ 15. 私立保育所の震災対策において、緊急地震速報の受信機導入、保護者へのメール配信など大田区での対策を強化すること。

(こども家庭部) 国の施設機能強化推進費の対象となる施設は、これを活用し防災機能の強化を図ることが可能となっています。緊急地震速報の受信機導入、保護者へのメール配信についても対象となります。

- ☆ 16. 私立保育所の延長保育事業費補助は、20名を超えた場合、5名刻みなど、人数に応じて補助額を増額すること。

(こども家庭部) 延長保育事業に関する補助については、新制度の地域子育て支援事業として位置付けられておりますので、区としても引き続き支援を継続してまいります。現行の法外援護において、実施園に対する定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパート保育士経費及び補食費の支援を行っております。

1歳児園で2時間の延長保育実施園に対する補助額は、20人以上の場合、年額で1300万円程度の金額となっており、他区と比較しても高い水準の補助額と認識しています。

- ☆ 17. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、区が責任を持つこと。

(こども家庭部) 民間委託する保育園の大規模修繕や改築については、区立保育園と同様に「大田区公共施設整備計画」に基づいて進めていくように考えています。施設ごとの状況を考慮し、それぞれの実施計画が作成された段階でお知らせする予定です。

修繕が必要な園舎につきましても、それぞれの委託契約に則って、区の責任を果たしていきたいと考えています。

- ☆ 18. 年々食物アレルギー児が増え続け、対応が難しくなっている。複数のアレルゲンを持つ子どもの対応ができるよう、アレルギー児対策支援の拡充をすること。

(こども家庭部) 厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や東京都が発行した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」等の最新情報を踏まえ、25年度に「大

田区アレルギー緊急対応の手引き」を作成いたしました。

食物アレルギーを持つ子どもに対しては、個々の状況に応じたきめ細かな配慮が必要ですので、国や都の動向を踏まえ、引き続き、区として適切な支援を行ってまいります。

また、新制度での給付には新たに栄養管理加算が入ります。栄養士を配置している保育所については、運営費の加算の対象となります。

- ☆ 19. 休日保育は、実施保育園の要望をよく聞き、利用者の実績調査をし、実態にあった支援を強化すること。

(こども家庭部) 休日保育は、現在区立民営化園 8 園、私立保育園 5 園の 13 園で実施していますが、雇用形態の多様化の中でニーズに対応できる体制を確保する必要があります。

実施施設の地域的な分布に配慮したうえで、必要な区民に休日保育の提供ができるよう、実施体制を検討してまいります。

子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること

20. 児童館（学童保育）の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。

(こども家庭部) 子育て支援サービスの拡充を図るため、児童館の運營業務委託を進めています。運営委託にあたり、学童保育時間の延長など多様な子育て支援ニーズに対して、事業者のノウハウや柔軟性を発揮することで、より迅速・柔軟に対応できるように進めています。

また、委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、運営状況の確認など区が責任を持って対応しています。

今後も、児童館の役割を踏まえつつ運營業務委託を進めてまいります。

21. 全ての児童が希望する児童館での学童保育を受けられるよう、入室希望者の正確な児童数を把握し、学童保育の待機児童解消の計画を持ち、児童館の 1 学校区 1 館の建設を進め、入室希望の多い地域は、定員増でなく増設すること。

(こども家庭部) 学童保育の希望数は、地域の状況により大きく変わりますが、待機児童解消を図るため、児童の放課後の安全な居場所づくりとして、小学校内での学童保育を進めています。また、小学校の改築の際には、学校施設の複合化を進める中で、学童保育をはじめとした子育て支援施設の整備を進めてまいります。このことなどから、新たな児童館建設の計画は考えておりません

22. 少子化対策のため、学童保育の保育料を無料にすること。

(こども家庭部) 現行の学童保育料は、平成 18 年度に適正な利用者負担の観点から改定いたしました。保育料無料化の予定はありません。

なお、生活保護世帯や住民税非課税世帯、同一世帯で二人以上の児童が同時に利用する場合等については、免除・減額の軽減制度を措置しております。

23. 子どもの家、分室、フレンドリーなどは専門性・継続性を保障するため正規職員を配置すること。

(こども家庭部) 分室・こどもの家、フレンドリーでは、非常勤による運営を実施しています。

施設に配置された児童育成指導員（非常勤職員）は、児童厚生施設に従事可能な資格を有し、熱意を持って施設運営にあたっているほか、児童館職員との相互交流を行うことで保育の質の

向上を図っております。

引き続き、この職員配置を進めていく予定です。

24. 4年生以上の障がい児の学童保育が10施設で実施されているが、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

(こども家庭部) 平成27年4月より、学童保育については、要支援児を含めた1年生から6年生までの受け入れを全施設で実施してまいります。

子育て支援のために——その他

25. 健康保険から出ている出産育児一時金では出産費用が足りない状況なので、区独自で1人30万円の出産祝い金を支給すること。

(こども家庭部) 「出産祝い金」の支給については現在のところ考えておりません。出産については、加入する健康保険から42万円の「出産育児一時金」が支給されていますので、区は一時的な現金支給ではなく、継続的な子育て支援に力を注いでまいります。

- ★ 26. 妊婦検診を完全無料にし、少子化対策と母子の命と健康を守ること。

(保健所) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は14回分まで実施しています。妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関により費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査に関する費用助成は、都内区市町村が共通の内容で実施しているものです。大田区だけが助成額を変更することは困難です。

27. 不妊治療に対して、都の制度だけでは不十分なので区として助成をすること。

(保健所) 不妊治療に関しては、現在、都において特定不妊治療費助成事業を実施しており、そちらを活用していただきたいと考えております。

28. 子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(まちづくり推進部) 住宅政策の取り組みとして、子育て世帯への家賃補助制度を創設する予定はありません。

29. 子ども家庭支援センターは、各地域庁舎管内に少なくとも1ヶ所設置すべきである。糞谷・羽田地域にも増設すること。

(こども家庭部) 平成26年2月に子ども家庭支援センターの4か所目であるキッズな六郷を六郷地域力推進センターに開設いたしました。京浜急行線雑色駅前に立地することから、六郷地区及び京浜急行沿線にお住いの糞谷・羽田地域の方々にもご利用いただいております。今後も子ども家庭支援センター各所が連携し、総合的な子育て支援を図ってまいります。

30. 児童虐待防止を強化するため大田区にも早期に児童相談所を設置するよう都へ要望すること。

(こども家庭部) 児童相談行政に関する区の主体的な取り組みを強化するために、東京都が運営する児童相談所を特別区区長会の方針に基づき区へ移管することを目指しております。

31. 「わかばの家」の事業体制は区が直営で行うこと。また、ふれあいはすぬまに分室が設置されたが、更に増設すること。

(こども家庭部) わかばの家は、平成24年度より専門性と実績のある社会福祉法人に業務委託を開始し、平成27年度からは相談から療育までの一貫した業務運営により効果的な発達支援を

展開してまいります。わかばの家運営委員会が行う利用者アンケートの結果でも業務全般に好評の評価をいただいております。

また、発達支援の充実のため、昨年は分室開設に加え平成 26 年 12 月にわかばの家の 3 階を改修し、多目的室を設けております。

32. 発達障がい理解のため区民への学習の機会を増やし、早期発見、早期支援のため専門医からの要望もある 5 歳児検診を実施すること。

(保健所) 発達障害について保健所では、1 歳 6 か月健康診査及び 3 歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより早期発見、早期支援に努めています。

また、発達上、気になるお子様の場合は保健所で行っている乳幼児発達健康診査を紹介し、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、必要により専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関をご紹介します。

5 歳児健康診査の実施につきましては、多くの専門医の確保や療育機関の充実など課題が多いため、困難と考えております。

33. おたふくかぜ、ロタウイルスについて、定期予防接種化を国に要望し、区独自でも助成をすること。

(保健所) おたふくかぜ、ロタウイルスについて、国は定期予防接種化にむけた検討を行っており、この動向を注視してまいります。現時点では任意接種であるため、費用助成を設ける予定はありません。

- ☆ 34. 子ども医療費助成制度を 18 歳まで拡充すること。

(こども家庭部) 大田区では、現在のところ、子ども医療費助成制度の対象を高校生年齢まで拡大することについては考えておりません。障害、難病、経済等の理由により医療費の助成を特に必要とされる方には、他の制度で医療費助成を実施しております。

- ☆ 35. 末吉育英基金を引き継いで、区独自に給付型奨学金制度を創設し、入学金だけでなく授業料も対象にすること。

(福祉部) 授業料等入学後にかかる費用については、大田区奨学金貸付制度で対応しているところでございます。

給付型奨学金は限りある財源の中でより多くの奨学生に支給するため、貸付制度には該当しない大学等の入学準備金相当を対象にしたいと考えております。

高齢者福祉の充実のために

- ★ 36. 75 歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しています。「社会保障制度改革国民会議報告書」においても存続の方向でまとめられています。現段階では今後の制度改正の動向を注視しており国に制度廃止を求める考えはありません。

また、被保険者に過度な負担を求めない安定的かつ持続可能な制度を確立することは国の責任において万全の策を講ずべきものです。区独自で窓口負担の無料化に取り組む考えはありません。

☆ 37. 認知症・寝たきりの 65 歳以上の高齢者への月 2 万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 家族介護者支援として、さわやかサポートを核として、介護者の相談を受け、家庭介護の状況を確認しながら丁寧に対応しています。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や家族介護者交流情報紙「ゆうゆう」の発行などさまざまな施策を行っています。このような家族介護者支援施策の充実を進めることが、ご家族に寄り添った目指すべき方向と考えております。よって、介護手当の創設は考えておりません。

38. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。

(福祉部) 敬老祝金贈呈事業としては、88 歳と 100 歳、108 歳、最高年齢の高齢者に祝い金を贈呈しております。対象年齢を引き下げる予定はありません。

39. 介護保険の認定を受けながら経済的理由で利用できない低所得者に、高齢者のためのホームヘルプサービス、生きがい通所事業、シルバーステイなど利用料の区独自の軽減制度を創設すること。

(福祉部) 介護保険には利用者負担軽減制度があること、区独自サービスについても生活保護受給世帯等への利用料免除を設けているものもあることから、更なる軽減措置を設ける考えはありません。

シルバーステイでは、生活保護受給世帯について利用料を免除しています。これに加えて軽減措置を設ける考えはありません。

40. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。

(まちづくり推進部) シルバーピアについては今後も供給を継続してまいります。

41. 高齢者アパートは実態に見合った計画を作り、増設をすること。

(まちづくり推進部) 高齢者アパートについては今後も事業を継続してまいります。増設の予定はありません。

42. サービス付き高齢者向け住宅に入居困難な低所得者に、東京都のサービス付き高齢者向け住宅登録制度を活用するなど家賃補助を行うこと。

(まちづくり推進部) サービス付高齢者住宅については、今後の高齢者住宅のあり方を取りまとめる中で検討してまいります。

43. 高齢者の孤独死をなくすため独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を実施するため福祉電話・準福祉電話を復活すること。

(福祉部) 平成 23 年 2 月から、ひとり暮らし高齢者登録の対象者を拡大し、また、理美容券を民生委員による手渡しにするなど、登録者への見守り体制についても、強化しております。

区の各地域では、自治会・町会、民生委員、事業者などの連携により、地域の特性を生かした見守り事業が進んでいます。今後は、その力を生かし、区として、包括的な見守り体制を構築していくことが重要と考えています。

そのために、平成 24 年度からは、20 箇所のさわやかサポート全てに、高齢者見守りコーディネーターを配置し、さわやかサポートを核とした、地域の方と連携した高齢者を見守る体制整備に取り組み、高齢者見守りキーホルダー登録事業を展開しているところです。

このような高齢者を見守る事業の拡充にあわせて、福祉電話・準福祉電話については廃止したものであり、復活は考えておりません。

44. 高齢者の見守りについては、新聞店、牛乳配達店、郵便局、生協、宅配弁当業者等々に協力応

援をお願いし、謝礼等を準備すること。地域包括センターや地域福祉課との連絡体制を整備すること。

(福祉部) 区では、「高齢者見守り推進事業者」の登録制度を実施しており、現在 25 の事業者にご登録いただいています。その中には、新聞販売組合・牛乳配達店・宅配業者・金融機関・公共交通機関など多種多様な業種の事業者があり、それぞれの事業者が、さわやかサポートや地域福祉課と連携し、高齢者の見守りにご協力いただいています。

45. いきいき入浴券を元の 60 枚・自己負担 150 円に戻し、月毎の利用制限をしないこと。年間 4 枚のマッサージ券を増やすこと。

(福祉部) いきいき入浴事業は、高齢者の健康維持と地域でのふれあいを促進するほか、介護予防にも役立てることを目的としています。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数も設けています。枚数や自己負担額を変更する予定はありません。

また、常時寝たきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間 4 枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はありません。

46. 高齢者が心身ともに健康に生きていくために、積極的に区民施設を利用できるよう高齢者団体や個人の施設使用料の減免制度を設けること。

(計画財政部) 施設使用料は、受益者負担の考え方に沿って決定しております。その中で減免制度は、特別な事情のある方に対し、例外的に使用料の減免を行うものです。

今後も、受益者負担の公平性が著しく損なわれることのないよう、適正な減免制度のあり方について検討してまいります。

47. 高齢者の仕事確保のためシルバー人材センターへの支援を強化すること。

(福祉部) 大田区シルバー人材センターは、平成 23 年 4 月に制度上の公益仕団法人へ移行し、公益性の高い地域に根ざした活動を拡充しているところです。

区では、公益目的事業の更なる充実が図られるよう、運営費補助、運転資金貸付を継続し、区との連携により事業運営が円滑なものとなるように支援しております。

48. 65 歳以上の低所得の高齢者の熱中症対策のためエアコン購入と電気代の助成を行うこと。

(福祉部) 熱中症は、高齢者がかかりやすい傾向にあります。適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、平成 27 年度も今年度同様に実施する予定です。

生活保護世帯のクーラーの設置・修理費、電気料金については、支給される保護費の生活扶助に含まれております。区独自で助成等を行う予定はありません。

障がい者福祉の充実のために

- ☆ 49. 2014 年 2 月に、わが国でも批准された障害者権利条約の啓発活動を行うこと。

(福祉部) 平成 28 年 4 月、障害者差別解消法の施行に向けた国の動向を注視してまいります。

- ★ 50. 障がい者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

(福祉部) 「障害者総合支援法」において、障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言のもと、3 年間の期間の中で検討されることとされています。法施行と検討規定とされた事項の検

討状況について、動向を注視していくことが必要と考えます。

51. 65歳を超えた障害者についても、基本的には障がい者サービスを優先すること。国に対して「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。

(福祉部) 障害福祉サービスについては、障害者総合支援法の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の保険給付が優先されることとなります。サービス利用にあたっては、制度に従い適切に対応してまいります。

52. 障がい者福祉手当4級(月2,000円)を復活すること。

(福祉部) 障がい者福祉手当に身体障害者手帳4級の方を対象とする考えは現在はありません。

53. 精神障がい者を他の障がいと同様に大田区福祉手当の対象にすること。

(福祉部) 心身障害者福祉手当の支給対象については、様々な状況を踏まえ、検討してまいります。

54. 重度障がい者を含めた親亡き後の医療つき入所施設を大森医師会館跡地など区内に一刻も早く新設すること。

(福祉部) 入所施設の新設につきましては、現状では困難であると考えております。グループホームなどの整備によって重度障がい者を含めた障がい者の居住の場の確保について検討してまいります。

55. 知的・身体・精神障がい者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障がい者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。ショートステイ事業を拡充すること。

(福祉部) グループホームの整備につきましては、引き続き助成制度の活用に向けてまいります。公有地の活用は、他部局と連携を図り進めてまいります。また、ショートステイ事業につきましては、今後の施設整備とあわせ検討してまいります。

56. 道路などの安全対策とバリアフリーの街づくりをさらに推進するため「福祉のまち」モデル事業を拡大すること。公共施設のバリアフリー化をすすめ、民間施設のバリアフリー化への助成も促進すること。

(福祉部) まちづくりに関心のある区民で構成するUDパートナーと各課が協働でユニバーサルデザインの視点から施設の点検活動を行っています。その結果を可能な限りユニバーサルデザインの考えに即した施設の改修工事等に役立てるとともに施策に反映させてまいります。

(計画財政部) 公共施設のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

(教育委員会) 校舎改築の際には、エレベーターや誰でもトイレの設置など、関係法令等に適合するよう整備を進めてまいります。

また、障がいのある児童・生徒の区立学校への受入れにあたっては、スロープ・手すりの設置、トイレの改修等可能な部分から改修を実施してまいります。

(まちづくり推進部) 新築等の民間施設のバリアフリー化への助成については、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例により対象施設のバリアフリー化が義務付けられているため、助成する考えはありません。

57. 鉄道事業者に対してホームドア・ホーム柵の設置を強く求めること。

(まちづくり推進部) バリアフリー法では、視覚障がい者からの要望が高い駅や10万人/日以上

の利用者数が多い駅から優先的に整備を実施し、可能な限り整備を促進することとしています。
そのため、国や都の支援状況などを調査した上で、関係する鉄道事業者にホームドア設置について、働きかけをしております。

- ☆ 58. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費（移送サービス利用券）について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、必要だと判断できる障害者は認めること。

（福祉部）住宅改造相談・助成及び移送サービス利用券の給付につきましては、各事業の実施要綱に基づいて認定を行っています。今後も、申請された方の個別の状況等を十分お伺いしたうえで、当該要綱に定める基準をもとに適切に判断してまいります。

59. 視覚障がい者の日常生活具支給対象に地デジ対応のラジオを追加すること。

（福祉部）平成 26 年度に日常生活用具検討会を開催し、追加の有無について他の品目とともに検討しました。今回は追加の対象とはなりませんでしたが、追加の有無については引き続き検討してまいります

60. ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

（福祉部）ガイドヘルパーの派遣は原則として、ある地点から地点への移動に対するサービスです。対象者の状況を個々に地域福祉課にご相談ください。

61. 手話通訳 24 時間派遣サービスを実施すること。

（福祉部）平成 27 年度より、手話通訳者をサポートセンターに常駐させます。配置する時間帯は、平日、土曜日、日曜日並びに休日に対応いたします。24 時間派遣の体制を取ることは、手話通訳者の状況等からも当面は困難です。

- ☆ 62. 大田区主催登録手話通訳者研修の回数を年間 24 回（昼 12 回・夜 12 回）にすること。

（福祉部）登録手話通訳者の技術の向上は、聴覚障害者の情報保障を実現する上でも必要であると認識しています。平成 27 年度より回数の増について、既に準備を進めております。

63. 手話通訳者養成クラスの受講回数を年間 15 回から 40 回にすること。講習会予算の増額を図りビデオ機器、教材、備品購入予算をつけること。

（福祉部）手話通訳講習会については、技術の養成に必要な受講回数で実施してまいります。講習用の備品は必要に応じて適切に対応します。

64. 区内の公の施設の障がい者用駐車場を無料にし、障がい者優先の無料駐車場を設置すること。

（計画財政部・福祉部）駐車場使用料は、受益者負担の考え方に沿って決定しております。
駐車場使用料の無料化についても、受益者負担の公平性が著しく損なわれることのないよう、適正な制度のあり方について、研究してまいります。
障がいのある方にとって、自動車は有効な移動手段であることは認識しています。障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、関係各課に働きかけてまいります。

65. 現在、区は小規模作業所の法内施設への移行に際して、通所者や施設に移行前より助成が減額しないよう支援策を行っているが、安定した事業運営と利用者支援のために継続すること。

（福祉部）引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援策を実施してまいります。

66. 共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。

- ① 地域活動支援センター（地活）については、基礎的事業経費と地活 II 事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

（福祉部）各施設の支援については、補助金等の支援を行うとともに、運営状況を見守りながら的確に行ってまいります。

- ② ごみ処理券の助成を行うこと。

（環境清掃部）事業活動に伴って生じた廃棄物は、法に基づき事業者自らの責任で適正処理する必要があります。したがって、事業系のごみ処理券の助成を行う予定はございません。

また、粗大ごみのごみ処理券につきましては、条例・規則にて料金の減免規定を設けております。

- ③ 就労継続支援 B 型について

- ・ 事業移行によって 1 人日額単価方式の影響で減収が見込まれる場合は補助すること。
- ・ 家賃助成については、要綱にない上限規定を設けないこと。
- ・ 事業移行後の開設時の運転資金として、支援策を講じること。
- ・ 利用者交通費の助成については、年間上限及び人数上限（年度内の増員）を廃止し実態に見合う助成をし、補助の格差が生じないようにすること。

（福祉部）各施設の支援については、補助金等の支援を行うとともに、運営状況を見守りながら的確に行ってまいります。

- ☆ ④ 小規模作業所の利用者・職員に対して、健康診断費用の助成を行うこと。

（福祉費）各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっております。

- ☆ ⑤ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。

（福祉部）利用者交通費の補助については、現在、原則として区内在住者分を対象としておりますが、直ちに、対象を拡大する予定はございません。

- ☆ ⑥ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第 4 条（2）事業所の家賃が、「1 か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

（福祉部）障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら的確に実施してまいります。現在、家賃補助の上限を引き上げる予定はございません。

67. 中途失聴・難聴者向け手話講習会への講師代・OHP・OHC（書画カメラ）・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。

（福祉部）中途失聴・難聴者の方々の要望をお伺いしながら、必要な措置を講じてまいります。

68. 本庁舎窓口（現在週 1 回 3 時間実施）および四地域庁舎に手話通訳を常時配置すること。

（福祉部）窓口における手話通訳の対応につきましては、27 年度中に、障がい者総合サポートセンター「さぽーとぴあ」に常駐している手話通訳者を活用し、タブレット端末により 4 地域福祉課及び障害福祉課の窓口で対応できるよう準備をしております。

69. がん検診などの各種申請や区への問い合わせは FAX でも対応できるようにすること。

(保健所) 40歳以上の方に送付している「がん検診等のご案内」には、健康づくり課のFAX番号を記載しており、FAXでのお問合せについては、個人情報を含むものを除き対応しております。

(福祉部) 平成25年12月から聴覚障害者相談申出書を区ホームページに掲載し、各地域福祉課で障害福祉のサービス等の相談がFAXでも行いやすいよう環境整備に努めております。

70. 精神障がい者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。

(福祉部) 精神障がい者の相談支援・居場所づくりについては、必要なことと認識しています。増設については、状況を把握しながら引き続き検討してまいります。

71. 精神障がい者を対象にした訪問型（アウトリーチ）地域医療の実施は、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(保健所) 保健所の保健師は、日々の活動の中で、精神障害者への相談支援を行っています。直面する対応の難しいケースへは関係機関との連携と共に事例検討などを通して、保健師の支援技術の向上を図っていきたいと考えます。

★ 72. 障がい者総合サポートセンターの運営について

- ① 運営は、障がい者（知的、精神、身体）の声を幅広く聞き、反映させること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンター「さぼーとびあ」については、日頃より各障がい者団体等からの意見を伺うほか、障がいのある方や家族が数多く参画している大田区自立支援協議会においても検討をいただいております。今後も広く障がいのある方や支援機関からの意見を聞き、施設建設・運営に反映させ、区立施設としての役割を果たすべき運営を行ってまいります。

- ② 手話通訳者は正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

(福祉部) 東京手話通訳等派遣センターに業務委託し、平成27年4月1日より、障がい者総合サポートセンター「さぼーとびあ」に東京手話通訳等派遣センターの職員の手話通訳者を2名程配置します。聴覚障害者が来所した際の通訳や、手話通訳派遣受付業務を行います。手話通訳者の派遣につきましては引き続きニーズに沿えるよう努めてまいります。

- ③ 大森医師会館跡地を活用し、入居施設（医療付きを含む）を併設すること。

(福祉部) 障がいのある方にとって住み慣れた大田区に暮らし続けるためにも、入所施設の整備の必要性は認識しております。入所施設の整備については、民間事業者による施設整備を支援していくほか、あらゆる可能性を検討してまいります。

- ④ 専門相談員（各障がいに対応した）を配置し、緊急時も含め24時間対応できるようにすること。

(福祉部) 夜間休日の相談体制も含めた24時間対応については、入所施設・医療機関等と協力体制を構築し、具体的な方法について今後も検討を続けてまいります。

- ⑤ 主要駅や四地域庁舎、出張所などの公共施設とサポートセンターを結ぶ循環バスを運行すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンター「さぼーとびあ」で実施する機能訓練利用者用の送迎バスと新井宿福祉園の送迎バスの空き時間を利用して、大田区内主要駅と各地域福祉課を結ぶルートバスを運行しています。

- ⑥ ヨガマットを備え付けること（按摩・針きゅうの講習や健康体操などの使用や災害時には寝具に転用できるため）。

（福祉部）ヨガマットは、平成 26 年度予算において購入しました。

- ☆ ⑦ 補装具費の判定については、障がい者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう東京都に求めること。

（福祉部）身体障害者に対する補装具の判定は、身体障害者福祉法により都道府県がその業務を行うことと定められており、東京都では東京都心身障害者福祉センターがその業務を担当しております。しかし、身体障害のある方が障がい者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」まで出向くのが大変な負担となっていることは十分認識しております。改善方法について東京都と引き続き協議を進めてまいります

- ☆ ⑧ 大森赤十字病院と連携するため、精神科を設置するよう申し入れること。

（福祉部）障がい者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」には、非常勤で精神科の嘱託医を配置しました。その業務の中で連携を図る方法等を検討しているところです。

73. 全ての公の施設には磁気ループを設置すること。未設置の施設は磁気ループが接続できるよう対応し、貸し出し用の磁気ループを常備すること。区民への周知をすること。

（計画財政部・福祉部）磁気ループにつきましては、現在、大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館に設置されております。また、障がい者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」にも設置いたしました。今後も施設用途等を考慮し整備に努めてまいります。また、区民の方々へ広く知っていただくための方策を検討するとともに、貸し出し用の磁気ループの配備についても、今後、検討してまいります。

- ☆ 74. 区民センターの声の図書室の移動後、当面の間は障がい者団体の会議室として使用できるようにすること。

（福祉部）声の図書室移転後の空き部屋活用については、障がい者支援の拠点として果たしてきた役割を踏まえ、関係部署と調整し適切に対応してまいります。

七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

建築行政の拡充と対策

1. 区の解体要綱を住民に知らせ、業者には厳守するよう強く指導すること。

（まちづくり推進部）解体要綱の定めるところにより、事前届出書の提出、現地のお知らせ看板の設置、近隣関係住民への説明、事前周知報告書の提出などで住民に周知が図られるよう、引き続き発注者等への指導に努めます。

2. アスベストの除去を含む解体工事は、飛散度レベルが低い場合でも事業者任せであり不十分なので、アスベストの飛散防止の対策に関する法令を守るよう、区が現場監視・指導を強化すること。

（まちづくり推進部）吹付け石綿等がない場合でも、関係法令の趣旨を踏まえ、環境保全課とも連携して必要に応じ指導に努めます。

3. 一定規模以上の共同住宅を建築する場合は、学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、300 戸以上では区民公共施

設、1,000戸以上では小・中学校の増を建設事業者の責任で建設すること。

(まちづくり推進部) 開発指導要綱の適用規模となる共同住宅については、計画戸数に応じ、区と協議のうえ公共・公益施設等の設置と用地及び建築物の提供を求めています。

4. 大田区空き家の適正管理に関する条例が制定されたが、地域の安全を守るために、区が責任を持つこと。

(まちづくり推進部) 大田区空き家の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な空き家の所有者に対し、適正管理を行うよう助言・指導及び勧告をしております。

環境保全対策

- ★ 5. 区の温室効果ガス 25%削減に見合った目標、計画を区民に知らせること。ホームページだけでなく周知すること。

(環境清掃部) 大田区の温室効果ガス削減目標は、平成 23 年度に策定した「大田区環境基本計画」で決めました。この計画及び実績報告(「大田区の環境」)につきましては、区ホームページ及び本庁舎、区政情報コーナー・各特別出張所・各図書館でご覧いただけます。

6. 羽田空港の国際化に伴う CO₂ の排出量を区民に知らせ、国の 25%削減目標に見合った計画を作るように国に申し入れること。

(環境清掃部) 羽田空港の国際化に伴う CO₂ 排出量の増加要因としては、主に自動車による空港利用と空港施設からの排出が想定されますが、自動車からの排出量算定は、車種や移動距離などを把握することが困難であるため、調査を実施する予定はありません。

また、空港施設からの CO₂ 排出量削減については、東京国際空港エコエアポート協議会(事務局：国土交通省)が策定した「東京国際空港環境計画」に基づき国が取り組んでいます。

7. 太陽光発電設置助成を、希望する区民が全て利用できるように大幅に増額し、助成額・率も拡充すること。

(環境清掃部) 地球温暖化対策の一環として、住宅への太陽エネルギー利用機器設置に対する補助事業を実施しており、平成 27 年度も継続実施する予定です。

- ☆ 8. エネルギー基本計画を原発中心から再生可能エネルギーへ転換するよう国に求めること。

(環境清掃部) 国が公表したエネルギー基本計画(平成 26 年 4 月)では、再生可能エネルギーを積極的に推進することとしており、水素等の新たな二次エネルギーの導入も盛り込まれています。

9. 可燃ごみは生ごみが最も多いので、減量のためにゴミ処理機購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 以前、生ごみ処理機購入費助成制度を設けていましたが、需要減のため廃止しました。

生ごみの処理については、区民の皆様が排出時の水切り等を徹底することによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

10. 河川の清流と自然の復活に一層努めるため、多摩川河川敷、堤防の草木花などを植栽し、緑を育てること。魚類を保全すること。魚類や野鳥、渡り鳥などの図解の掲示板や観察所を増やし、整備すること。

(都市基盤整備部) 多摩川河川敷は、貴重な緑のオアシスとして、今後も、草木花の植栽など、緑の育成・保全に努めてまいります。平成 26 年度は、干潟やアシ原など、貴重な自然環境が残

る本羽田三丁目先の河川敷において、行政機関と地域の環境団体が協力し、子供たちが自然体験や環境教育の場として活用できるように平成26年7月末に本羽田公園の展望デッキの改修と「羽田水辺の楽校」体験学習施設の整備などを行いました。展望デッキから野鳥観察会が行われるなど、地域が主体となった環境学習活動を今後も支援していきます。

(環境清掃部) 例年、区民参加により多摩川河川敷清掃活動を実施し、自然環境の保護に努めています。また、多摩川河川敷は大田区自然観察路「川と干潟のみち」として設定されており、今後も貴重な自然観察の場として、整備・活用を図ってまいります。

11. 呑川下流の悪臭対策のために、雨水を一時貯留する方法や、分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めることや、区独自の対策を都と協力して、引き続きすすめること。

(都市基盤整備部) 下水道の初期汚濁雨水対策については、これまでも東京都へ要望してまいりましたが、下水道局の『経営計画2013』では、呑川流域における取組みとして合流式下水道の改善が新たに記載されました。また、平成25年度より、東京都や流域自治体と連携しながら、合流式下水道の改善も含めた総合的な水質浄化対策の検討を進めております。区における浄化対策としては、浚渫や清掃などの実施や浄化施設の稼働、下水道の再生水や湧水の導水、流域対策(透水性舗装、道路浸透ます設置)を行っています。引き続き、東京都と連携して効果的な対策に取り組んでまいります。

12. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を行い、交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。

(都市基盤整備部) 国土交通省重点施策に基づき、JR線及び東急線の「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」などの25箇所の踏切を緊急対策踏切と指定し、平成18～22年度の5箇年で、踏切の拡幅、カラー舗装化や看板設置などの安全対策を順次実施しました。

京急線の緊急対策踏切16箇所につきましては、連続立体交差事業により平成24年度には16踏切すべてが除却されました。

13. 航空機の左旋回はただちに中止すること。横田空域削減による騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(まちづくり推進部) 羽田空港における北風時A滑走路北向き離陸左旋回については、空港運用の慣熟を経て数年で廃止するとした、平成22年取り交わし文書に沿って検討を行うことを航空局に確認しております。また、平成25年9月には、廃止を求める要望書を国土交通大臣に提出しました。

航空機による区内への騒音影響につきましては、引き続き、地域環境や安全の確保の面から国土交通省と協議をしてまいります。

- ☆ 14. 臨海部、空港周辺の交通問題の解消のため、国道357号の早期延伸を国に求めること。

(まちづくり推進部) 国道357号の神奈川方面への延伸により、内陸部の交通渋滞緩和、物流機能の向上、空港臨海部の地域発展等、多くの効果が期待されます。

昨年9月には「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、区が長年に渡り国へ強く要望してきた多摩川トンネルの整備について、進めることが確認されました。

今後も様々な機会を捉えて、多摩川トンネル以南の整備について早急な事業着手が図られるよう、国土交通省や都へ強く要望してまいります。

☆ 15. 補助 29 号線の整備は中止するよう都に申し入れること。

(都市基盤整備部) 補助 29 号線の整備について、沿道付近のまちに延焼遮断帯を形成し「燃え広がらない・燃えないまち」にすることや、歩道空間の整備、道路ネットワークが強化などが目的であると聞いています。

区民の安心・安全を守るためにも、事業に対するご理解とご協力を頂ければと考えています。

16. 最近自転車による事故が多発している現状を打開するため自転車専用レーンを作るなど、各警察署とも連携し更に推進すること。

(都市基盤整備部) 自転車走行空間の確保については、「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」に基づき、地元や交通管理者、道路管理者とも協議しながら進めてまいります。

17. 松原橋・大森東・大鳥居交差点など、激甚汚染地域における区独自の公害対策を実施すること。

(環境清掃部) 道路管理者である国土交通省、東京都に対して、効果的な対策の実施を申し入れしてまいります。

18. 大気汚染公害対策の目安となる大気汚染濃度の測定対策を拡充すること、ことに環状 8 号線空港周辺に測定局を設置し、対策を講じること。

(環境清掃部) 大気汚染濃度の測定体制を充実させるため、機器の更新等を計画的に進めてまいります。

環状 8 号線空港周辺の測定局設置につきましては、設置場所取得の可能性を探っておりますが、適地が確保できない状況です。

19. 区道沿道の街路樹の整備として常緑樹からなる街路樹を整備すること。

(都市基盤整備部) 区では、比較的幅の広い道路や水路の跡地などで、緑化推進や景観改善などを図るために、街路樹を整備してきました。

区道で街路樹を整備できる道路は限られてるものの、今後も引き続き、常緑樹も含めた「緑」を増やす取り組みを進め、道路の環境整備に取り組んでまいります。

20. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

(都市基盤整備部) 下水道の放流により、この海域の水質改善は課題と認識しています。下水道局の『経営計画 2013』にもこの地域は重点 14 水域に指定されていますので、今後東京都と連携して早期実現できるよう検討してまいります。

21. 生産者責任を明確にし、ごみの減量化、再資源化を促進し、地球温暖化をすすめるサーマルリサイクルは中止すること。

(環境清掃部) サーマルリサイクルは、廃プラスチックも同時に焼却することで、効率よく熱エネルギーを発生させることができます。

焼却時の熱エネルギーによる発電を行うことで、火力発電などの化石燃料が節約され、炭酸ガスの発生も少なくなります。

サーマルリサイクルによって発電した電力については、工場内で利用したうえで、余剰電力については電力会社等へ売電して、工場運営コストの効率化を図っています。余剰電力の一部は、区内の小中学校の電源として有効利用しています。また、廃棄物の輸送距離の縮減によって環境負荷や経費の低減を図っています。

これらの理由により、サーマルリサイクルを中止する予定はございません。

八. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 地方教育行政法が改定されたが、区長は教育に介入しないこと。

(区長政策室・教育委員会) 法の改正の趣旨に則り、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、区長と教育委員会との連携強化を図り、大田区の教育の充実に努めてまいります。

- ★ 2. 区教育委員会は中学校教科書選定にあたって、歴史を歪曲し、現憲法を否定する育鵬社の教科書を採択しないこと。

(教育委員会) 教科書の発行に関する臨時措置法及び義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律等に基づき適切に実施してまいります。

- ★ 3. 大田区独自でも小・中学校全学年の30人学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。

(教育委員会) 現在、国においては、財務省及び文部科学省が「今後の少人数学級の推進については、教職員定数あり方全般について検討する」方針が示されております。また、少人数学級について、その効果を確認することができなかったという慶応義塾大学等の研究もあり、少人数学級の導入を巡っては、さまざまな議論があります。現時点では、これらの議論や検討の動向を注視していく段階にあると考えております。

4. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」「君が代」は、強制しないこと。

(教育委員会)
(指導課) 国旗、国歌は学習指導要領に基づきまして、適切に実施して参ります。
(社会教育課) 社会教育課事業では、式典等を行う場合に日の丸掲揚や君が代の斉唱又は演奏を行うことがあります。強制はしておりません。

- ☆ 5. 公共施設整備計画は学校施設の整備を最優先にして、年2校だけでなく、遅れを取り戻す計画で進めること。

(教育委員会) 区施設全般のバランス等も考慮するとともに、大田区公共施設整備計画(後期)に基づき、平成27年度から2校ずつ改築に着手していく予定です。

6. 全ての学校施設の現況調査を緊急に行い、修理・補修は予算執行の上で最優先で行うこと。

(教育委員会) 学校と緊密に連携をとりながら、危険性・必要性等を勘案して優先度の高いものから対応してまいります。

7. 老朽化している体育館等の施設を改修すること。つり天井の体育館・武道場は早急に改修すること。

(教育委員会) 老朽化により改修が必要な箇所について、優先度の高いものから対応してまいります。吊り天井については、天井部分の取り外しとともに必要な機能の整備をし、平成27年度までに改修工事を完了できるよう努めてまいります。

8. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため学校の増設等の対策を早急に行うこと。小・中学校の統廃合はしないこと。

(教育委員会) 現在、児童数増加で問題となっているのは、池雪小学校ですが、同校については、通学区域の変更案を提示し、具体的な改善に取り組んでいるところです。他校についても、児童・生徒数を注視し、適切な運営に取り組んでまいります。

なお、現在、小中学校の統廃合の計画はありません。

9. 小・中学校給食について

- ① 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育委員会) 今後も計画に基づき給食調理業務の委託を進めていきます。

また、平成 27 年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。

- ② 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

(教育委員会) 給食の食材は、各種検査結果に注意を払うとともに、産地については、選定の基準を定め、可能な限り国産品を使用することとしています。

- ③ 給食費は教育の一環として無償とすること。

(教育委員会) 給食費については、学校給食法で保護者が負担すべきものと規定されています。

- ☆ ④ 消費税増税と物価高による食材の増額分相当は区が負担すること。

(教育委員会) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定されており、同法に沿って運営してまいりますが、メニューの工夫など可能な限り保護者の負担とならないよう、努力してまいります。

- ☆ ⑤ 給食費の滞納対策は、学校任せではなく区が責任を持って行うこと。

(教育委員会) 給食の納付状況は、家庭の問題を察知する重要な情報であり、徴収は学校が担当することが適切であると考えておりますが、徴収が困難なケースについては、学校長への助言や支援を強化してまいります。

- ⑥ 学校給食事務については専任の職員を配置すること。

(教育委員会) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育と幅広くあり、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしています。栄養士が配置されていない学校には、給食事務補助職員として臨時職員を配属しており、今後、さらに職員を配置する予定はありません。

- ⑦ 食物アレルギー対応のために十分な対応をとること。

(教育委員会) 「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めています。さらに本年度から食物アレルギー対応が必要な児童生徒に専用の食器及びトレイを導入し、提供するアレルギー対応食の識別を確実にできるよう、対策を講じています。

- ⑧ 学校給食食材は、近隣の商店街から購入すること。

(教育委員会) 安心安全で鮮度の高い食材の調達を踏まえ、可能な限り区内業者、近隣商店街などから購入するよう努めてまいります。

- ★ 10. 就学援助の受給基準を生活保護基準の 1.3 倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。生活保護基準の引き下げによって就学援助を受けられない世帯が出ないように対策をとること。

(教育委員会) 国が、生活保護基準の改定が他の制度に影響しないよう配慮することを地方公共団体に要請しています。このこと等から、当面は現行水準の維持を基本として、改定前の生

活保護基準を引き続き適用し、支給費目を含め、現在の方法を継続してまいります。

11. 不登校の子どもたちが通う、NPO 等が行っているフリースクールなどに助成をすること。

(教育委員会) 不登校の子どもへの対応は、適応指導教室つばさで対応してまいります。

12. 私立幼稚園への補助と保護者負担軽減措置をさらに拡充すること。

(教育委員会) 私立幼稚園への補助及び保護者負担軽減措置の拡充については、平成 26 年度予算において増額を行い、既に実施しています。

13. 身体障がい児が、要望に応じて区立小・中学校に入れるよう環境・体制を整備すること。

(教育委員会) 就学については、就学支援委員会で特別支援学校も含め、本人にとって適切な就学を判断しています。肢体不自由のある児童生徒の方で、通常級での就学が適切と判断された場合は、個々の状況に応じ、対応を図っております。

14. 発達障がいなど支援が必要な児童・生徒に支援員を配置するなど速やかに対処をするよう拡充すること。不足している支援員を増員すること。配置時間を教育現場の実情に合わせて増やすこと。

(教育委員会) 学校特別支援員の配置については、各学校からの特別な配慮を要する児童・生徒数を基本に、特別支援教育相談員が現地調査を行ったうえで、適切な時間数を決定しております。今後も、学校現場の状況をしっかりと調査し、円滑に支援が行われるよう、状況に応じた適切な時間数の配分を行ってまいります。

15. 区内全小・中学校に特別支援学級を開設すること。

(教育委員会) 東京都特別支援教育推進計画第 3 次実施計画で計画されている小学校における特別支援教室の実施を円滑に行うため、区教育委員会は平成 27 年度は 9 校でモデル事業を実施します。都は、28 年度より都下の小学校全校で特別支援教室を実施するとしており、これにより課題の解決を図ってまいります。中学校については、情緒障害特別支援学級 1 校、知的障害特別支援学級 1 校を増設し、ニーズ対応を図ります。

- ★ 16. さざなみ学校は存続させること。

(教育委員会) 平成 25 年 3 月に「館山さざなみ学校のあり方検討報告書」等を取りまとめ、そのあり方について検討しているところですが、平成 27 年度は、これまでどおり運営してまいります。

17. 地域に開かれた学校実現のため、障がい児(者)・高齢者のために 2 階以上の教室や体育館にはエレベーターを早急に設置すること。

(教育委員会) 校舎改築の機会を捉え、「大田区福祉のまちづくり要綱」等の法令に適合するよう整備を進めてまいります。

18. 保護者の負担軽減のため、小・中学校の入学祝い準備金を新設すること。

(教育委員会) 就学援助費において新入学用品費を支給しており、負担軽減に努めております。

19. 小・中学校の卒業アルバムを無償配布すること。

(教育委員会) 就学援助費において卒業アルバム費を補助しており、アルバム費の負担軽減を実施しております。

20. 全ての学校図書館に専任司書を配置し、学校図書館の充実によって子どもの図書環境の改善をはかること。

(教育委員会) 現在、各学校に配置されている司書教諭を中心に図書環境の改善を行っています。さらに、図書ボランティアが、学校図書館の整備、読み聞かせなどを支援する読書活動が確実に広がり、充実しつつあります。現在のところ、専任司書を配置する予定はありません。

21. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。

(教育委員会) 本調査は、子どもたち一人ひとりの学力向上、教師一人ひとりの授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

22. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師へ謝礼金を拡充すること。

(教育委員会) 平成 26 年度、小学校は 1 校あたり 50,000 円、中学校は 1 校あたり 15,000 円を総合的な学習の時間等の指導者謝礼として予算化しています。

23. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応じて購入すること。

(教育委員会) 必要な備品、消耗品は、各学校が計画的な執行により購入しています。

24. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育委員会) 本区は平成 21 年度より、公立小中学校の全校においてメンタルヘルスチェックを年 2 回実施し、児童・生徒の心の状態を把握するとともに、ストレス症状が高いと判定された児童・生徒を対象に面談を実施しています。また、各学校においても、教員が毎日児童・生徒とかかわる中で観察や会話等によりいじめ防止対策に取り組んできたところです。

本区としても平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成 26 年 9 月 24 日に大田区いじめ防止基本方針を策定するとともに、各学校においても学校基本方針の策定及び組織の設置を行っており、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に資する、各学校での組織的な対応を推進してまいります。

25. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、大田区教育委員会として、教育現場での意識改革を進めること。

(教育委員会) 校長会、副校長会において各校での服務事故防止研修の実施依頼をするとともに、初任者研修、10 年経験者研修等において、体罰を含むサービスの厳正について指導しています。

児童・生徒の指導にあたり、体罰は学校教育法第 11 条により禁止されています。そして、すべての教員は採用にあたって法令順守を含めサービスの宣誓を行っております。大田区教育委員会としては、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底・充実など体罰の根絶に取り組んでいるところであり、改めて体罰ゼロ宣言をする考えはございません。

26. 義務教育である小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育委員会) 小・中学校の学用品、移動教室の一部、修学旅行、部活動などについては、個人が負担すべき費用であると考えています。

27. 郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置し、内容を充実させること。

(教育委員会) 郷土博物館については、現行の組織・人人体制の下で、適切な館運営を行っております。今後も、地域の歴史・文化を活用しながら内容等の充実に努めてまいります。

28. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせな

いこと。

(教育委員会) 区内の文化財、埋蔵文化財については、文化財保護法や大田区文化財保護条例に基づき、国や都とも相談・協議しながら、調査等を実施し、保護・保存を行っています。また、公開については、所有者の了解を得ながら史跡めぐり等の実施に努めています。

29. 社会教育団体の施設使用料の減免制度を復活すること。

(教育委員会) 社会教育関係団体の届出制度につきましては、社会教育課で行っております。団体の育成策としての、区民施設の一部、社会教育施設及び学校施設を利用する場合には減免がありますが、以前のように区内の施設で広く減免を行う考えはありません。

(都市基盤整備部) 区施設の使用料は施設運営経費等に使用されており、受益者負担を原則としております。

なお、公園のスポーツ施設や公園水泳場の使用料については、少年育成団体や少年団体及び障がい者団体等について減免を行っています。

30. 調布地域に体育館を建設すること。

(計画財政部) 調布地区に体育館機能を設置することについては、重要な課題であると考えております。

現在、様々な観点から実現に向けた検討を行っており、今後も地域の皆様のご要望にお応えできるよう、さらに検討を進めてまいります。

31. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。

(教育委員会) 大田区スポーツ推進計画では、生涯スポーツ社会の促進、総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援など、「する」スポーツを中心にした計画となっております。

一方、スポーツにはスポーツ観戦など様々な親しみ方があり、また、地域で身近に夢と感動を共有できる場づくりとして、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの充実にも取り組んでいるところです。

32. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、区民利用度を高めるために区民優先の料金・運営への改善をすること。

(教育委員会) 大田区総合体育館は、区民が生涯を通じてスポーツを親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができるという設置の趣旨に基づいて運営しており、これはスポーツ基本法の理念に沿ったものとなっております。また、料金・運営についても区民利用を優先するものとなっております。

33. 大田図書館には指定管理者制度を導入せず、すでに導入された図書館は直営方式に戻すこと。

(教育委員会) 大田図書館につきましては平成 27 年度も引き続き業務の一部委託により運営を行っていく予定です。また、15 地域図書館につきましては平成 27 年度より 5 年間を指定管理者制度により運営を行ってまいります。

九. 住民参加の区政運営と非核平和事業

- ★ 1. 区民の意見を集約し区政に反映される機会を設けるために「世論調査」は隔年ではなく毎年行うこと。

(区長政策室) 区民のご意見については、電話や窓口、大田区ホームページからの電子メール、

区長への手紙、区民と区長との懇談会、各個別プランの策定時のアンケート調査、区民意見公募手続（パブリックコメント）などの様々な広聴・相談活動を通して把握につとめ、区政運営に活用を図ってきているところです。こうした取り組みと必要に応じて実施する世論調査で、区民のニーズを把握してまいりました。

おおた未来プラン10年（後期）に掲げる5年後のめざす姿を達成していく中で、変化する区民の意識をよりの確にとらえる必要があると考えます。各方面からいただきました要望を踏まえ、平成27年度は実施を予定しております。

2. 男女平等参画基本条例を区民参加で制定すること。条例にすることで基本原則も事業項目も明確になり区の任務が明らかになります。また、各審議会委員の女性の比率を50%に引き上げること。

（総務部）男女共同参画社会基本法には、市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。区は、この基本計画として「第6期大田区男女共同参画推進プラン」を策定し、施策を推進しているところです。そのため、現時点では条例の制定は考えておりません。

また、同プランでは、国の「男女共同参画基本計画」と同様に、審議会等における女性委員の割合として、40%という目標値を掲げております。引き続き目標達成に向けた取り組みを進めてまいります。

- ★ 3. 憲法九条の立場で非核日本宣言に賛同し、大田平和都市宣言基本条例を制定することで基本原則と事業項目が明確になります。核兵器廃絶・平和の施策を拡充し、非核・平和自治体等との交流をすすめること。

（観光・国際都市部）今年度、区では8月を「平和強調の月」と位置づけ、平和都市宣言記念事業「花火の祭典」をはじめとした各種平和関連事業に積極的に取り組んでまいりました。

平成27年度は終戦70周年という節目の年にあたることから、70周年記念にふさわしい企画を加えるなど更に積極的な事業運営に取り組んでまいります。

また平和首長会議や都・区市町村平和関連担当者会等からの情報収集・交換を行い、非核・平和自治体との連携を一層図ってまいります。

4. 平和都市宣言の行事は、花火の祭典と記念式典に分け、式典を充実すること。

（観光・国際都市部）大田区の花火の祭典はステージの演目と一体で平和の尊さを訴えているものです。他で実施している花火大会とは趣が異なり、区民と共に平和について考える事業として位置付けています。式典につきましては、毎年伝えるべき内容をその都度検討しています。平成26年度は「国際都市おおた」をテーマとして取り組みました。平成27年度は戦後70年の節目の年となることから式典の内容についてこれにふさわしい式典になるよう検討しております。

5. 同和対策事業は総務省通達に基づいて特別扱いせず一般業務として行うこと。相談活動の委託料は一般相談と同じ扱いにすること。

（総務部）さまざまな人権問題の相談・啓発は、それぞれの所管課で実施しております。同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく専門性の高い人権問題でもあるため、今後も人権・男女平等推進課で対応してまいります。

6. 保育、介護、障がい者等福祉施設での民間委託、指定管理者制度を導入した施設は、専門性と

経験の継承、守秘義務が特別に要求される。区直営に戻すこと。

(計画財政部) 区は、平成 23 年 6 月に大田区アウトソーシング指針を策定しました。区は指針に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。

ただし、行政の外部化については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、「おおた未来プラン 10 年（後期）」に掲げる施策ごとの「5 年後のめざす姿」の実現に向け最適な手法を検討しております。

(こども家庭部) 民間委託園の保育士は、保育事業者や区が実施する研修を受講するなど、常に専門性の向上と経験の継承に努めています。また、契約事項に守秘義務を課しているほか、保育所保育指針には保育士の秘密保持義務が明記されております。今後とも、保護者に対する選択の幅を増やすことにより、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に応えていくため、区立園の民営化を推進してまいります。

わかばの家は、児童福祉分野での専門性と実績のある社会福祉法人に業務委託を開始し、契約事項には守秘義務を課しております。また、わかばの家運営委員会が毎年行う利用者アンケートの結果でも業務全般に好評の評価をいただいております。

平成 27 年度からは、相談から療育までの一貫した業務を委託し、効果的な発達支援を展開してまいります。

十. 区民が利用しやすい施設について

1. 生活センター集会室及び特別出張所付属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長すること。

(地域力推進部) 利用者および近隣住民の方の要望も様々あります。現在、消費者生活センター集会室や特別出張所付属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から 9 時 30 分まで、老人いこいの家などその他の施設が午後 6 時から午後 10 時までの 4 時間の利用区分となっております引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと思っております。

2. ゆうゆうクラブを増設すること。畳では座りにくい方への机・椅子の拡充をすること。壊れたままのマッサージ機、カラオケ機器などすぐに利用できるようにすること。

(福祉部) 老人いこいの家の新規開設の予定はございません。和室用の椅子については、平成 25 年度に購入し各館に設置しました。

また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、対応を検討していきます。

(地域力推進部) 引き続き、利用者が、安心して楽しくご利用いただけるように努めてまいります。

3. ゆうゆうクラブの入浴については洗髪禁止の制限しないこと。

(福祉部・地域力推進部) 老人いこいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします。

4. 区営住宅の申し込み倍率は 30 倍、40 倍になっている。これに見合った区営住宅の確保をすすめること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を区も行うこと。

(まちづくり推進部) 区営住宅に関しては、平成 23 年度に策定した大田区営住宅等長寿命化計画に基づき、既存の住宅を適切に維持管理してまいります。

また、平成 24 年度より単身者用住宅として、40 m² 未満の住宅を単身向として空き家募集するとともに、若年ファミリー世帯に対しても、3 倍の当選確率となる優遇制度を設けております。

- ★ 5. 公営住宅に入れない低所得者世帯・若年世帯等へ家賃補助をすること。

(まちづくり推進部) 民間賃貸住宅入居世帯に対して、家賃補助を実施する予定はありません。

6. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを各出張所地域に 1 ヶ所つくること。

(地域力推進部) 文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯もあり、現在有効に利用いただいております。さらに増設して、文化センターを設置する計画はありません。

7. 区内の公共施設にエスカレーター・エレベーターの設置を急ぐこと。

(計画財政部) バリアフリーに関する法・条例に基づき、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めてまいります。

十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 多額の税金投入となる新空港線「蒲蒲線」事業は白紙撤回し、積立金は区民施策に活用すること。

(まちづくり推進部) 新空港線の整備は、区民生活の利便性の向上や沿線のまちづくりの機能更新などと連動することができ、区民の暮らしに大きく貢献いたします。

加えて、首都圏の広域交通ネットワークや首都東京の防災機能を強化するとともに、拡張を続ける羽田空港のアクセス機能を拡充するものとして、多岐にわたる効果があり、東京圏西部の自治体などの関係者からも大いに期待されています。

そのため、当該事業の実現に向けて、引き続き関係機関に対する働きかけを強化してまいります。

- ★ 2. 羽田空港跡地は都が購入し区税を投入しないこと。多額の税金投入となる整備計画を中止し、区民のための多目的広場や森林公園計画を進めること。

(まちづくり推進部) 羽田空港跡地については、羽田空港移転問題協議会にて平成 22 年 10 月に策定した「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、「第 1 ゾーンは、主に大田区が過去の経緯を踏まえて取得する方向で検討する。用地の取得・確保に当たって、大田区と東京都は協力していく」としております。

また、土地利用についても上記計画において、産業・文化交流機能や、避難場所の一部として機能する多目的広場等の導入が位置付けられております。跡地の具体化に向けては、引き続き国や東京都と協議を進め、特区制度を活用するなど、区の財政面にも留意しながら検討してまいります。

- ★ 3. 区計画の京急蒲田、糀谷、雑色駅、JR 蒲田駅・大森駅周辺のグランドデザイン等の進め方は地権者の一部の合意で進めるものであり、区民多数の意見を取り入れないまちづくりである。再開発計画は中止し、住民本位の住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(まちづくり推進部) 1) 蒲田駅・大森駅周辺地区グランドデザイン
グランドデザインは、まちの将来像とまちづくりの基本的な方針・目標等を示したもので、再

開発等の事業計画ではありません。「再開発」は、周辺街区等の建物を含む『都市機能』の更新方法のひとつであり、地域住民や行政、関係者、関係機関等の相互協力により進めるものと考えます。

①JR 蒲田駅周辺整備について

- ・ 蒲田駅前広場等の公共基盤整備については、地域の皆様等の意見も反映させ、合意を得ながら進めています。また、駅周辺街区の老朽建築物の建替えを促進するため、地権者勉強会などの支援を行っていますが、建替え方法は所有者である地権者の意向により決定するものと考えます。

②JR 大森駅周辺整備について

- ・ 大森駅西側駅周辺の整備は、関係地権者による協議会が中心となって、まちづくり計画案を取りまとめています。今後も、公共施設整備を含む駅周辺のまちづくりについて、地域住民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組んでまいります。
(連続立体事業本部) 京急蒲田、糎谷、雑色駅では、京浜急行線連続立体交差事業を契機として、それぞれの駅の周辺住民によるまちづくり組織が設立され、地権者の合意に基づき再開発が進められており、区は引き続き、この活動を支援してまいります。

十二. その他

- ☆☆ 1. 指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、区の職員削減計画をやめ、保育・介護・建設・学校・障害施設で働く職員は正規職員で対応すること。

(計画財政部) 区は、平成 23 年 6 月に大田区アウトソーシング指針を策定しました。この指針に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。

ただし、行政の外部化については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、「おおた未来プラン 10 年(後期)」に掲げる施策ごとの「5 年後のめざす姿」の実現に向け最適な手法を検討しております。

こうした要素も踏まえ、「大田区職員定数基本計画」に基づき適正な職員定数管理に努めて参ります。

- ☆ 2. 法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

(計画財政部) 窓口業務委託につきましては、平成 23 年 6 月に策定した「大田区アウトソーシング指針」に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証することを徹底しているところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保することとしております。

加えて、予算編成、決算作業など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の可否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取り組みにつなげているところです。

- ★ 3. コミュニティバスを他の交通不便地域(9ヶ所)に拡大すること。また、試行運転中のコミュニティバスの料金をワンコイン(100円)に引き下げ、シルバーパスも利用できるようにし、運行

間隔の短縮、運行時間を更に延長し、また、住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。

(まちづくり推進部) 矢口地区での試行運転が運行開始から約 5 年経過し、その結果から見えてきた事業採算性等の課題について検討しています。今後、関係部局との庁内検討会を重ね、多様な利用方法、利便性の向上、事業費の軽減化など総合的な観点から、方向性について議論を深めてまいります。

4. 品鶴貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港・京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくり、交通不便地域解消を図ること。

(まちづくり推進部) ご要望の路線は、運輸政策審議会答申第 18 号において「東海道貨物支線の貨客併用化」として今後整備すべき路線である B 路線に位置づけられています。この路線の実現化に向けて、神奈川県、横浜市、川崎市、都、大田区、品川区の沿線自治体で、平成 12 年から協議会をつくり今日まで継続検討しているところです。

今後も、引き続きこの協議会で、費用対効果などの課題や新駅設置などの可能性などについて検討してまいります。

- ★ 5. 労務単価引き上げが行われたが、現場労働者の賃金に反映されるよう、公契約条例を制定すること。

(総務部) これまで既に公契約条例を制定、施行している区に訪問し、情報収集を行ってまいりました。条例を制定した区は、目的・基本方針として、労働者の適正な労働環境の確保を挙げておりますが、一方、同様の目的で要綱を定めて対応している区もあり、その対応は様々です。

今後は、労働者の適正な労働環境の確保し、公共サービスの質の確保及び向上に向けて、どのような方法を用いて確認することができるか、まず庁内で議論を深めてまいります。

以 上

日本共産党大田区議団

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <http://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス kugidan@jcp-ota.jp

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。